

令和6年第2回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和6年6月11日 午前9時 （4名）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	松木 豊年	一問一答	①救急車利用の際の選定療養費について（町長、担当課長） ②多気町地域防災計画、防災事業について-その2-（町長、担当課長） ③大阪・関西万博への「意向調査」について（教育長、担当課長）
2	志村 和浩	一問一答	①中学校部活動の地域移行・地域連携について（教育長、担当課長）
3	木戸口勉幸	一問一答	①カーボンニュートラル実現に向けた具体的な実行計画について（町長、担当課長） ②堆肥センターについて（町長、担当課長）
4	前川 勝	一問一答	①個別受信機廃止について（町長、担当課長） ②介護保険料基準額について（町長、担当課長）

(9時6分)

(5 番 松木 豊年 議員)

○議長（坂井 信久） 1 番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） おはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、救急車利用の際の選定療養費について、多気町地域防災計画、防災事業について、大阪・関西万博への「意向調査」について、以上3点について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

救急車利用の際の選定療養費について伺います。広報たき4月号に、「松阪地区三基幹病院における救急車利用の選定療養費について」の記事が掲載されました。今、アップしていただいておりますので、もう皆さん御覧になったかと思いますが掲載されました。そして、三基幹病院における選定療養費についての「大切なお知らせ」という、表裏のチラシも町民に配布されております。以降、「救急車で運ばれて入院しなかったら、治療費とは別に7700円徴収される。」

「道で倒れた人を見つけて救急車を呼んだ場合に、入院しなかったとき、7700円は一体誰が払うのか。」「払った7700円は消防の収入になるのか」など、様々な疑問があるいは不安が寄せられております。6月1日から既に実施になっておりますけれども、救急医療のあり方、そして選定療養費の本来的な在り方に関わる重大な問題とそういう認識の上に立って、以下質問をいたします。

広報たきでは、令和5年の救急出動件数が、過去最高の16180件となり、救急体制、救急医療は逼迫している状況、「こうした状況が続くと、『助かるはずの命も助からない』事態が発生する」と指摘をしております。ちょっと拡大してアップしましたけれども、こうした救急出動件数が急増した原因をどのように分析しているのか説明を求めます。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの松木議員の質問にお答えさせていただきます。

緊急出動件数の推移を見ますと、20年前の平成16年には7945件であったのが、令和5年には2倍以上の1万6180件となっております。令和2年3年の減少におきましては、新型コロナウイルスの流行に伴う活動制限によるものと推測しております。救急出動件数の増加の要因といたしまして、明確な分析は難しいと考えますが、幾つかの要因が推測されます。

まず1番の要因といたしましては、高齢化が考えられます。救急搬送された方を年齢別で見ますと、高齢者の搬送が令和4年度統計におきまして、全体の62%を占めております。高齢化に伴いまして、全国的に救急出動件数が増加してきている状況が確認されてきており、松阪地区広域消防組合管内におきましても同様であります。管内の状況ですと、平成17年には高齢化率が23.8%であったものが、令和2年には32.1%まで段階的に増加していることも関係しているのではないかと考えております。

次に、松阪地区三基幹病院における輪番日の患者受入れ方法が考えられます。平成17年18年に、2次救急輪番日に患者自ら自家用車やタクシー等で来院する、いわゆる「ウォークイン患者」が増加した結果、救急車の受入れが困難になり、救急医療が逼迫し、崩壊の危機となりました。

このことから、救急医療体制を守るために、平成19年から三基幹病院の診療時間外におきましては、「基本ウォークイン患者を受入れない運用」にしたことも要因の一つではないかと考えております。加えて、広域消防の見解といたしまして「救急搬送した少年、成人の軽症率が7割を超えている現状」、また、「診療所で受診できる時間帯であっても、救急車を要請しているケースがあるのではないか」という部分もございます。

また、松阪地区におきましては、3つの総合病院が住民の皆様の身近な場所に存在し、充実した救急医療への信頼によりまして、救急車を要請すれば、すぐに駆けつけ、必ず三基幹病院で診察してもらえると、安心感も出動件数の増加につながっているのではないかと考えます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 説明ありがとうございました。今課長が説明していただいた大切なお知らせの中にも、グラフが件数の推移で、グラフで示されておりますけれども、低かった時期が令和2年3年、これはコロナ禍で受診控えがあったということですけれども、その以前の1万5220件、これは令和3年ですけれども、このピークからぐっと下がってですね、令和4年がまた1万5000を超えて、令和6年で1万6000を超えている。こういう状況で急増したという危機意識を当局のほうも、持っているのではないかというふうに思われます。

そしてこの変化ですけれども、コロナ禍からぐっと上がった問題というのは先ほど4つほど要因考えられるということで御説明頂きましたけれども、私はコロナ禍で受診控えがあつて、そのリバウンドとして重症になるちょっとしたきっかけで重症になるような患者さんも増えた結果、救急搬送されるような方が増えているのではないかと。それと高齢化とも重なるかと思うんですけども、そういった問題とかもあるのではないかというふうに思います。そしておっしゃったように、なぜ増えたかについてはなかなか難しい問題ですね。難しい問題で一概には言えないというのが、御説明していただいた大きなまとめ方として言えるのではないかというふうに思います。それではちょっとこれは折れ線グラフで見ましたけれども、ちょっと別の角度から私、お話をさせていただきたいと思います。これは松阪市のホームページで、この選定療養費に関わってお知らせをしている中で、参考資料として広域消防の分析をした資料が添付されていますので、それをちょっとアップさせていただきます。この折れ線グラフは、先ほどのものと同じです。それで、人口の同じぐらいの規模の消防本部との比較で見ると、断トツに松阪の場合はトップになってる。県内では、人口1万人当たりでは4番目にあるというようなことが、触れられているんですが、令和4年と5年の変化をここで分析して記述されておりますけれども、件

数で 641 件、搬送人数で 551 人 1 年間で増えていると。50 件以上の出動があった日数が 71 から 94 と 23 日増えていると。救急車の配置台数は全体で 13 なので、この救急車で回していくのが非常に大変なんだということを、広域消防はこのところで述べておられるんですね。4 年から 5 年の変化が大きいということが一つ着目してもらいたい点です。そして同じ資料でもう一つ、これは先ほど言いました令和 4 年と 5 年の比較です。件数で 641 搬送人数で 551 人増えて、50 件以上の救急出動があった日数が 23 日増えているというような、逼迫した状況を分析しているわけです。しかしこれをもって、軽症の患者が多いから、選定療養費を取ったほうがいいのかなんて結論は全然導き出せないような分析なんですね。そしてもう一つ見ていただきたいんですが、これ広域消防の年報で、ホームページからとった、先ほど折れ線グラフで示していましたがこれも棒グラフで実数を示しております。で、全体が棒グラフなんですが、欄外に多気町の 2 つの分署でどれぐらいの出動があったかをちょっと欄外に、多気町の場合下に書いてあります。最初のピーク平成 30 年のピークは 1 万 5220 だったのをここを起点にして、100 としますと指数で表すと令和 4 年は、全体は 102.1 です。ぐっと上ってるんですね。しかし、多気町の場合は、手書きで書いて丸で囲っておりますが、令和 4 年では 98.9、平成 30 年よりも、件数は減ってるんです。ですので、広域で全体で増えたとしても、多気町では、令和 4 年のところで見るとそんなに増えてないんです。ですので、地域によってもその搬送が増えてるっていう、増えない、あるいは、多少維持、同じぐらいで水準で維持しているか。こういったこともいろいろ多角的に見ないと、一把一絡げには、救急医療の問題は語れないんじゃないかと。先ほど幾つかの要因ということで、課長さんおっしゃっていただきましたけれども、もっと地域的な状況とかですね、医療機関のそれぞれの働きだとか、連携の仕方などがうまくかみ合っているのかとか、総合的な分析がないと、この救急医療の体制をどう維持していくのかっていうのはなかなか難しい課題ではないのかというふうに思います。改めて、救急搬送の患者さんが増えていることについて、お考えござ

いましたら見解を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの松木議員の質問にお答えいたします。

まずこの救急体制でございますが、先ほども申し上げたように、平成 16 年の 7945 件から 1 万 6180 件と倍増しております。ここに関しましては、以前からいろいろと危惧しておる中で、1 次 2 次救急医療体制在り方検討会というのを、三基幹病院と医師会広域消防 1 市 3 町が 2 年間にわたり協議をしてきました。合意のもと決定した事項の一つでございます。令和 4 年、令和 5 年と過去最高ということではありますが、急増ということよりもまず以前から高くなってきてるっていうことを問題にしている状況でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） ありがとうございます。そうしますとこのグラフにある、平成 25 年から過去 10 年間のっていう統計がありますが、課長おっしゃってるのは、それより前の 7000 台ぐらいのところから、もう少し長期のスパンで見ると急増している、その上の検討に立っての問題だという問題意識ということで理解をさせていただきました。

いろいろあって問題も抱えつつ、選定療養費をとるということの決定になっているわけですが、それでは選定療養費ってのは一体どういうものなのか、改めてこの問題について触れてみたいと思います。

まず、選定療養について、制度の内容について、基本的な内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの御質問にお答えいたします。近年国は、医療機関の「機能分担」と、「相互連携」を推進するため、「初診・再診時の選

定療養制度」を定めております。

この制度は、「初期診療は医療や診療所等のかかりつけ医で行いまして、高度・専門医療は病院で行うこと」を推進するものでございます。

2016 年、平成 28 年ですけれども、4 月の健康保険法の改正により、200 床以上の地域医療支援病院は、ほかの医療機関等からの紹介状を持たない初診の方から、選定療養費として、診療費のほかに 7000 円以上の金額を徴収することが義務化されております。

既にこれまでも松阪地域の三基幹病院の外来診療におきましては、初診時に医療機関等からの紹介状を持たない患者からは 7700 円を頂く運用を行ってまいります。

この制度におきましては、「救急の患者」には選定療養費を求めてはならない」とされています。

同時に、国は、この「救急患者」とは、「原則として保険医療機関における個別の判断となる。なお、少なくとも単に軽症の患者が救急車により来院し受診した場合は当該要件には該当しない」としております。つまり、今までは救急車で搬送された患者を一律に「救急の患者」とみなし、選定療養費の対象としていませんでしたが、今回、病院と地域の医院・診療所等のそれぞれの機能分担の推進と、松阪地域の救急医療を守るため、三基幹病院や地区医師会、広域消防や自治体が協議・調査等を行い、救急車利用の場合においても、選定療養費の対象とすることにいたしました。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） ありがとうございました。選定療養費、一般の開業医さんとかを経ないで、直接大きな 200 床以上の病院に直接かかった場合などに初診料とは別に、7000 円消費税も入れると 7700 円支払うというような本来の目的で進められているものですよね。問題はこの制度を救急患者さんに適用する

かどうかで、いろんな混乱や不安が起きているわけですね。

もう一度広報たき4月号、ちょっとアップさせてもらいました。どういう人が、徴収の対象にならないかについて整理していただいております。入院に至った方、つまり入院した方ですね。公費負担の医療制度の対象の方、紹介状を持ってきた方、医者判断でいいよというふうになった場合、労働災害、公務災害、交通事故、災害により被害を受けた方、これに夕刊三重では保育園とか学校から搬送された場合も、夕刊三重は含まれるってというような記載もありましたが、これはちょっと私、定かではありません。そして問題はですね、救急搬送されて、入院にならなかった方で軽症だというふうになった方が、どれぐらい、つまり選定療養費を徴収できるであろうという人がどれぐらいいるのかということ、ある程度目安を立ててこれは実行しているというふうに私は思うんですが、それが一定の予想、見立てというのはどんなふうに考えておられるのか、説明をしてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） このたびの取り組みによりまして、選定療養費の徴収対象外となる方の割合については、見込み数の想定はございません。

なお、広域消防の令和4年度統計の中では、救急搬送された方1万4974人のうち、半数以上の56.6%が、入院加療を必要としない軽症であったと発表されております。

1例としましては、この令和4年統計で見ますと、まず入院に至らなかった56.6%、人数に換算して8471の方が、今回の選定療養費の取り組みの対象となることが、想定されますが、これまでの救急医療の現状として、この中には入院に至らずとも緊急性のあった方、こちら等は医師が判断していただくことになると思いますが、そういう方や、交通事故や公費負担医療制度対象の方、先ほど議員さんの説明見せていただいた広報にもありますが、そういう方、今回の選定療養費の対象外になる方が一定数はおられると考えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松本議員。

○5番（松木 豊年） 私が聞きたかったのはですね、一定数いるであろうという一定数は、そんなに見通しを持って、概数でもいいです、何割ぐらいだとか、というような、検討がされているのかどうかっていうことを伺いたかったんですがいかがですか。

例えば、さっきおっしゃったように、入院にならなかった患者さんでも、必ずしも軽症とは言えない患者さんいますよね。救急搬送でないと処置ができなかった。これは誰が見ても、医師の判断に委ねるまでもなく、救急搬送せざるを得なかった。そういう患者さんもかなりいると思います。そして実務的に処理、判断できる交通事故や、公費の医療制度を持っておられる方とか、これは実務的にはねられますよね。そして残った本当の意味での、ちょっと言い方語弊があるかも分かりませんが、本当の意味で救急車を必ずしも必要としなかった人たちが、どれぐらいいるのかの想定ってのはあるのかないのかということ伺いたかったんですが。なければいいんでいいんですよ。お願いします。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回の選定療養費の目的は、助かる命を助けたい。1次2次救急医療と地域医療の役割をそれぞれが担えるようにしていきたいということであり、軽症者のうちの何割の方が選定療養費の除外者であるというような統計がどうかということよりも、結果として選定療養費の支払いが不要となる方が今回の条件によりあるということでもあります。お伝えしたいことは、助かる命を助けたいということであり、いざというときは救急車を利用してください。困ったときや迷ったときは、かかりつけ医や救急相談ダイヤル24で専門職に相談していただきたいと、皆様をお願いしたいと思います。丁寧に住民さん方にお伝えしたいということから、6月広報、6ページ、7ページ

においても、救急搬送における選定療養費の取り扱いが始まることとともに、突然のこんな症状のときにはすぐ 119 番を掲載させていただきまして、啓発させていただきました。以前よりこんなときには 119 番ということでは、こちら救急ガイドというのを、令和 4 年に松阪広域消防のほうで準備していただいて各戸配布しているような状況でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） ありがとうございます。私は後にもちょっと申し上げたいと思いますが、助かる命も助からないような事態を起こしちゃいけないということで始めたことではありますが、ちゅうちょしたり躊躇ったりすることで、逆にその事態を起こすのではないかということを心配して質問してるわけです。ですのでその点、よく基本的な意図について御理解を頂いていると思いますが、続けて質問をいたしたいと思います。

先ほど課長が説明していただいたのは、選定療養費についてのこれちょっとアップしましたけども、令和 4 年 10 月から、値上げをしたんですね。料金改定したときのリーフレットです。これが表面ですね。裏面が Q & A になっておりまして、最後の Q 6、緊急に受診する場合等も「特別の料金」、これは選定療養費のことですが、支払いの対象になるんですかということに対して、救急の患者等については、医療機関は「特別の料金」を求めてはならない、ということになってるんです。ですので救急の問題と選定療養費の問題ってのは全く別物なんですよ。これをね、かぶせようとしてるところに混乱が生じてるんです。救急の体制が厳しくなってるのであれば、それを補うために必要な対策を講じるべきであります。選定療養費の適用については厳密な運用が求められる。わざわざそういうふうに厚生労働省も言ってるわけです。松阪地域の社会保障推進協議会で、この選定療養費の導入にはやめてくださいという署名運動やっておりますが、その署名運動の趣旨の中にも、厚労大臣さんもこんなことはね、

選定療養費をこういう救急医療に適用するなんてことは想定外だと、いうふうに言っておられるんです。だから違うものをね、ごちゃまぜにしているところに混乱の原因があるのではないかというふうに思います。

そして先ほど、想定がどれぐらいの方が選定療養費を純粹に救急で搬送された方で、徴収する対象になるのであろうかというのについてはちょっと判定しづらいということでしたけれども、救急搬送されてこれからモニタリングして、やっていこうということになっているわけですね、3か月ぐらい。このことはですね、救急の治療をしながらモニタリングのシートにも記入して、ていう非常に医療従事者や患者にとってもまたその支払いをめぐっていろいろあつたりして、ストレスやトラブルを引き起こす原因にもなりかねないので、私は非常に危惧するわけですが、既にですね、松阪市の健康づくりの課の報告書で、令和4年の4月から6月まで3か月間、3病院に救急搬送された患者さんの実態調査のまとめが出ております。それをちょっと私、手に入れましたので紹介したいと思います。救急搬送された方は、3つの病院で平日昼間と2次救急の輪番日の救急車で来院した人を合わせて、3か月で3250人が救急搬送されています。そしてそのうち入院にならなかった方が1903人です。ですのでこの1903人のうち、どういう方が医者判断として、救急で軽症でなかったかどうかということ、これ診療録あるわけですからそれをこまめに分析すれば大体の予測はつくはずですよ。そして交通事故は対象外だとか、先ほど申し上げた要件がありますけれども、そういった方をはねれば大体どれぐらいの人が、徴収の対象になるのかっていうのは、これは分析すれば可能なんですよ。例えば松阪広域消防でも年報をとってございまして、救急搬送状況で交通事故が令和4年では合計で874、労働災害が94、こういった数字も出ていますので、はねればどれぐらいの方がその対象になるのかっていうのはこれは、ある程度の予想はできて、この制度を導入することでどれぐらいの人が効果が見られるのかっていうことは予測ができるわけです。そのことと、躊躇して救急車を呼ばないで悲惨な状況が出てくることのリスク、こうしたことを総合的に考えてみま

すと、本来的に選定療養費を取るか取らないかについては、自治体が決めるものでもありません。医療機関が自主的な判断で決めるものでありますから、行政が旗を振ってこんなことをやりますっていうのは、ちょっとお門違いにもなるんじゃないかということで、私は非常に危惧をしております。3か月モニタリングをやるということですが、それらを含めてその上の判断を、こういうことはもうしないということにして、困ったときには先ほど課長さんがお示し頂きましたように、困ったら躊躇なく迷わず救急車を呼んでください、ということを町民の皆さんに安心感を持っていただけるように、重ねて示す必要があると思います。町長、ぜひこのことを町長からも、今始まっていることについては私ももう始まっていることですので、全部否定するつもりは全くありませんが、こういう上に立って、悲惨な事態が起こらないようにですね、困ったときには心配になったらもう躊躇せずに、救急車を呼ぶということをぜひ、町民の皆さんにひと言言っていたきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○多気町長（久保 行央） 課長も、答弁で申し上げましたけども非常に難しいところがあると思います。ていうのは一方では、消防署、救急車の搬送回数がもう前年度比較にならないほど増えてきているということで、逆に救える命が救えない部分も出てくると思います。その辺の判断も難しいと思います。この状況で救急車呼んでもいいかどうかてのは、なかなか判断は難しいとは思いますが、ある程度は議員もおっしゃっていただいた言葉の中にもありましたけども、自分でこれなら大丈夫っていうのもあると思います。消防署の職員に聞いた話によりますと、もう極論を言いますとムカデに刺されたとか、そんな程度でも救急車を呼ぶというのがあってもうたまらんということも言ってみましたので、お互いに状況判断して、取り組んでいかなければならない。これ大変な難しい問題だと思うんですけども、課長申し上げましたように、何かのときには、救急車呼ぶのをためらわず呼んでくれと言いますけども、ある程度

は自分で判断、また知り合いや、また救急医療のところへ電話をして、こんな状況なんやということも含めて、取り組んでいければと思いますので、双方の状況をよく見ながらということになるかと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 先ほど棒グラフで見ていただきましたけども、広域連合全体では、伸びがぐっとなってますけども、多気町の中においてはそうでもないという状況とかですね、これは恐らく三基幹病院との一定の距離がありますから、安易に救急車呼んでいこうっていうようなことになってないのかなっていう思いもします。ただ、町長おっしゃったことで私1つ気になりますのは、いろんな状況で判断ができないときですね。後で振り返ってみて冷静に考えると、あんときはこうしたらよかったなというふうに思う場面誰しもあると思うんですが、判断できない場合にはやっぱり最後はやっぱり救急車をお願いするというそういう意味での安心感はですね、救急医療にとっては最も重要だと思いますので、あまり条件をつけないで、本当に困ったときは躊躇なく呼んでくださいと、救急車をお願いしてくださいというのが、救急医療の本来の姿だと思いますがいかがですか、もう一度お願いします。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○町長（久保 行男） そういう部分も申し上げたつもりでおったんですけども、受け入れる側、また送る側、双方のことをと今申し上げましたので、その辺の状況をよくお互いに見極めながらということになるかと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それでは、1番目の質問を終わって、次の質問に移ります、よろしいですか。

3月議会の一般質問でも取り上げさせていただきましたけれどもそれに続いて、同じ項目で質問をさせていただきます。質問を通して、多気町の地域防

災計画は、被害の想定が最大の地震の場合ですけれども、南海トラフの「理論上最大」の震度7を想定していることが分かりました。そして、具体的な被害の想定についてですが、死者は約100名、避難者を1日約4300名、1週間後、6300、1か月後7400というふうに想定ではなっております。一方、こうした被害の想定に対して「計画」の不徹底や、不備も明らかになりました。それぞれ改善するとの前向きな答弁を頂きましたので、進捗状況について以下質問をさせていただきます。

まず、最初に避難所の看板などについてです。指定避難所の「避難経路等を示した案内図」、「ピクトグラムを用いた案内標識」の設置計画ではありますが、これを設置するというふうに計画ではなっております。まだ不十分なところがあるという答弁でありましたので、その後どうなっておるか、また、自主避難所も幾つかあります。そうした自主避難所との違いが分かるデザインをつくることなど、進捗状況、検討状況を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。指定避難所の案内看板につきましてははですね、設置場所やその必要性について今後検討をまいります。

また指定避難所への案内標識につきましてははですね、3月の議会でも前課長が答弁をさせていただいておりますが、今後精査をいたしまして、必要な場所につきましてははですね、三重県の避難誘導標識の設置指針に基づいた案内標識の設置を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 検討するというのは、3月議会でも答弁頂いたんですが、まだ検討中ということの理解ですが、今年度中に一定のめどが立つのかど

うか、この予算措置も必要だと思いますが、その辺についてはどんなふうにお考えなのか、御説明ください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） おっしゃられたとおりですね、標識の設置等につきましては予算措置も必要ですので、今年度につきましてはですね、内容の検討ということをして、来年度の予算にですね、必要なことを盛り込んでいくというようなことで考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 能登の震災を受けてのことでもありますし、防災計画の中に盛られていることがちゃんとできていないということについて、やはり危機意識を持たないといけないと思うんです。何千万もかかるような予算ではないはずですが。少なくとも案内図や避難をどこにどうしたらいいのかが、全町民が分かるようなものに一刻も早くすべきであります。そうした意味では、補正予算も含めて、可及的速やかに実現をすべきだと思いますが、町長この点についてどういうふうにお考えですか。補正予算ではどだい無理な話なのか、来年度を待たないとできないのか、その点だけ御答弁頂きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 担当課のほうでもいろいろ、取り組み内容とかどういうものをしていくかというのは検討しているというところ、段階ですので、もし早くできればということもあるかと思うんですけども、今課長申し上げましたように、どういう形にしていくかというのはもう少し詰めていきたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それでは避難所の定数についても、御答弁前回頂きました、1人当たりの広さを3.0にするということでありました。これも計画の中に、定数も計画書の中にですね、定数を盛り込む必要があると思います。といいますのは、定数が超えた場合には、優先避難所から優先でない避難所に順次開設していくというふうに、計画には述べられておりますので、ここの避難所が定数幾つなのかっていうことがみんなに分かるようになってないとですね、計画の避難所としての機能を果たせない状況にあると思います。この点についてはいかがでしょう。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 指定避難所の収容人数につきましてはですね、3月議会でも答弁をさせていただいておりますが、地域防災計画のですね、見直しの際に必要に応じて反映をしていく予定でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 地域防災計画の見直しってのは、防災会議の中でっていうことになると思います。そうしますと、定例でいくと3月というふうに理解をしてよろしいですね。

それとあわせて、指定避難所ごとのマニュアルの整備について伺います。これも検討するということで御答弁頂きました。問題はですね、運営マニュアルの初版というのが、平成28年3月に多気町ではつくられているんですね、これがそうですけれども。計画では避難所ごとにマニュアルをつくるということになってるんです。これがみんなの共通のものにはすぐには使えない代物なんです。もう読んで頂ければ、誰もがそうだと思うんですが。それぞれオリジナルがなければ、生きたものになりません。これはなかなか、難しい作業だと思うんです。全然取り組めてないというふうに思いますので、どうやって始めていくのか、一言でお答えください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 指定避難所のマニュアル、避難所ごとのマニュアルにつきましてはですね、ご指摘の 28 年 3 月の初版の基本といたしましてですね、これを基本にして、避難所ごとの地域住民のですね、協議の上作成する必要があると思います。まずはそういう機会をですね、つくるということで、1 度にはですね、全ての避難所についてこれをするということは非常に手間暇かかる部分がございますので、今回の今年ですね例えば防災訓練の際にですね、指定避難所ごとに 1 回そういう場を設けるとか、そういうことを順次していくということで、今年 1 年でやっていくということではなくてですね、順次行っていきたいというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） ぜひ初めの一歩というのが非常に重要だと思います。で 1 つつくればですね、またその事を応用して、順次広げていけるといいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとそのペット対策の問題ですけれども、これについても、検討していただけるということでしたが、その後これは個別の先ほどの質問させていただいた避難所マニュアルの運営マニュアルにも反映する中身にもなってくると思いますけれども、この辺についてはどんなふうにお考えなのか、改めて説明してください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 現在の地域防災計画でペット対策につきましてはですね、同行避難を原則としております。同伴避難というのは想定はしておりません。議員おっしゃられたとおりですね、指定避難所ごとにですね、施設の規模とかそれから形式等がですね、非常に異なっておるということがありまして、同

伴避難というのは多分、各避難所全てができるというようなことはまずないと、
いうふうに考えております。先ほど言いましたようなですね、避難所ごとの協
議等をした上でですね、指定避難所ごとのマニュアルの中で、同行避難できる
ところなのか、全くできないのか。それか同伴避難ができるのか、ようなことを
この中でまた検討していきたいというふうには考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ぜひよろしくお願いします。

前回の質問のときに、時間がなくて質問できなかった、ジェンダー平等の観
点から、防災、避難所の運営などについて質問させていただきます。ジェンダ
ー平等の視点に立ってですね、防災を進める上では、様々な分野で女性の参加
を積極的に進めていくことが重要だと思いますが、防災におけるジェンダー平
等についての基本的な考え方ですね。認識、これについてお伺いしたいと思ひ
ます。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 防災に関してですね、基本的な考え方というか基本的
に災害が発生した場合、特にですね、避難所運営に関して女性に配慮する必要
があると。女性特有のニーズに対応した対策が必要でありまして、具体的には
避難所運営委員会への女性メンバーの複数の選出であったり、プライバシー
スペースの確保、それから女性の意見をくみ上げ相談をできる体制づくり等が必
要でありまして、このような点につきましてはですね、今後防災計画の見直し
を検討していくということが必要になってくると思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） いま課長がおっしゃっていただいた、避難所での女性に
配慮した、幾つか挙げられましたけれどもおっしゃるとおりだと思います。そ

れらを進めていく上ですね、内閣府なども政府の目標として、防災会議のメンバーの在り方について指摘をして、30%は女性が防災会議のメンバーに入るべきだという目標を内閣府、政府の目標として掲げております。多気町にあってはどんなふうになっておりますでしょうか。御説明ください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 多気町の防災会議につきましてはですね、メンバーにつきましては充て職となっておりまして 30 名以内ということで、現在指定されております人数につきましては 29 名となっております。その中で、女性につきましてはですね、役場職員が 1 名入っておるという現状でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。松木議員。

○5 番（松木 豊年） 町長に伺います。防災会議の責任者でいらっしゃると思います。29 名のうち 1 名は、ちょっと余りにもジェンダー平等という視点から見ると、かけ離れてると思います。これはもうトップの英断ですね、女性の参加を積極的に促して、防災会議の内容もですね、避難所の運営、先ほど幾つか課長からも答弁ございましたけれども、女性に配慮して、ジェンダー平等が生かされるようなそういった防災事業を進める上で、女性の参加を積極的に促していただきたいと思いますが、お考えを聞かせてください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○多気町長（久保 行央） 議員おっしゃっていただいたように拒むものではないんですけども、一応今防災会議の代表というのは、議会もそうですし、区長会もそうです、商工会もそうです。いろんな代表の方々に出ていただく、その中に女性の方がおっていただくとありがたいんですけども、ぜひ議会のほうからまた出していただければと、思うんですけども、この中のその組織の体制をこれからもし変えるとなると、どの分野を入れていくかというのにもなりますので、なかなか今日すぐには難しいかと思うんですけども、議員おっしゃって

いただいたように、女性、子供含めて弱者の方々の参加も入っていただければ
と思っております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 防災会議の選び方、いろんな団体の代表だけのやり方で
いいのかどうかも含めて、やはり女性の参加をどういうふうに保障していくの
か担保するのかということを根本的なところから御検討お願いしたいという
ことを最後に申し上げて、次の質問に移ります。

大阪万博、大阪・関西万博への意向調査についてであります。県の教育委員
会から校外学習等における大阪・関西万博のチケット代支援に係る意向調査の
依頼があったとのことですが、その内容と対応の状況について説明して
ください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） それではお答えさせていただきます。令和6年5月
13日付けで、三重県教育委員会事務局小中学校教育課長より、日本国際博覧会
の活用について、それから5月22日付けで、チケット代、支援に係る意向調査
の依頼文書を受理しております。それぞれ受理した後に、町内の各小・中学校
に転送をしておるところでございます。

依頼内容はといいますと、次代を担う子供たちにとって、SDGSや世界の
文化、最先端の技術などについて、学び体験する絶好の機会であることから、
三重県の子供たちを万博会場へ招待し、将来の社会や自分を考える契機として
もらうことを目的とし、校外学習としての修学旅行等において活用されるかど
うかの意向を確認するものでございます。なお、チケット代につきましては、
学校団体割引後の価格を三重県が支援をしていただくとのことです。

意向結果につきましては、町内7つの小中学校全てにおいて、活用予定なし
と回答を既に頂いております。あわせてその同内容を県教委のほうに、回答結

果を報告しております。町の教育委員会事務局としましては、学校の判断を尊重する方向と考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございました。今のところ、そうすると、予定はないという回答だったってということですね。ありがとうございます。

実は、この大阪万博、皆さん御承知のとおり、工事の遅れとかですね費用の増大、そして終わった後にカジノがそこに入ってくる問題だとか、様々な問題が言われておりますけれども、修学旅行の問題で、県のほうが意向調査をして、財政的なそのチケット代も持ちますよってということも含めて言っているのは、ちょっといろいろな問題を含んでいるのかなというふうに思いまして、質問をさせていただきました。

結果は、今のところ予定なしということで、非常に賢明な判断をしていただいたのかなというふうに思うわけですが、教育の場として、校外学習の場として、大阪万博に修学旅行などの機会で行ってもらおうということの斡旋ですよね。それで、1つは安全性が担保されているのかということと、教育の場にちゃんとなるのかどうかというこの点で非常に疑問を持たざるを得ない。むしろ心配しなきゃいけない問題が、あるということであります。

皆さん御承知だと思いますが、3月の28日にメタンガスの爆発事故が起きました。これは夢洲1区の場所なんですけど、その後の調査で、パビリオンの予定地の2区3区でも、メタンガスが発生しているということですが、まだこれへの根本的な対処策っていうのがつくられていない。しかも、避難計画も、全体でつくられていないということで、安全性に非常に大きな問題がある。で、子供さんを集団で連れていく上で、そういったことが安全性がちゃんと担保されるのかどうかというようなことも、心配されているわけです。で、大阪府下の小中学校には、遠足で、全児童生徒さんに個人負担なしで、府知事

さんが招待しますからということで、言っておられるんですけども、これに対して大阪の地元では非常に大きな問題が起きておりますのでちょっとそこを紹介させていただく。大阪府の教育長さんに対してですね、大阪府の都市教育長協議会の会長さんと大阪府の町村教育長会の会長さんが連名で緊急要望書というのを提出されております。これが5月の1日です。要望書はいろいろあるんですが、6か月間という開催期間で国内外からも大勢の来場者が来る上に、そこに子供さんたちを連れていくということになると、ものすごい混乱が生じるということを心配しておられるわけです。で具体的に、ちょっと座ってさせていただきますが、まず安全安心、これは要望書ですので、私が考えたんじゃないくてそれをそのままちょっと紹介させてもらっているわけですけども、まずね観光バスで行くのに、バスの確保ができないっていうのが根本にまずあるみたいです。で、公共交通機関を使っても、例えば低学年の子供さんたちを電車で移動したり、駅を乗換えたりしていくのは非常に困難だと。バスを利用しても、駐車場から800メートルから1キロぐらい、徒歩で行かなければいけないという、まずそういう点があります。中で休憩できる場所が団体の休憩所は2000人収容ですけども、お昼休みなどをとるにも、大勢の生徒さんが行くと、場所が確保できない入替え制でやってもなかなか大変だと。屋根つきのところで食べれない昼食をせざるを得ないとか、そういうことが予想されるし、熱中症対策などのことについても、心配があるというようなことが言われています。中は全部キャッシュレスの決済ですので、子供さんたち全員がキャッシュレスのツールを持ってないとドリンクとか買えないので、水筒何本も持たなきゃいけないとか、いうようなことにもなりかねないというようなことなどなど心配をされているわけです。で、パビリオンについても、希望するパビリオンにちゃんと行けるかどうか、割り振りが非常にタイトなものですから、希望どおりほとんどいけないと。で、あわせて、学校教育の校外教育に行くわけですので、下見に学校の先生方が必ず修学旅行なんかも行くと思うんですけども、その余裕も、全然とれる見通しが無いというようなことをここでは言われ

ております。ですので、今日課長さんからの御説明頂いて、取りあえずはほったしたというのが私の率直な感想ですけれども、実は、兵庫県でも維新の知事さんですので、兵庫県でも全部の生徒さんに行ってもらおうというようなことで、かなり拍車をかけているようであります。近畿圏からその近くのところからですね。ということですが、やはりどうしても行きたいという場合は、個人・家族とかで行くようにして、団体でいくというのは非常に危険を伴うということになりかねないと思います。そういう点での、どうしても参加したいという場合には、割引制度を生徒さんにも活用するというのはあると思いますが、学校教育の中にこれを持ち込むということについては、慎重にせざるを得ない。これからまた、仮に要請があったとしてもそれについては毅然とした対応をとっていただくことを、強くお願いして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） 以上で松木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をとりたいとおもいます。再開は 10 時 15 分から再開をいたします。

（ 10 時 04 分 ）

（ 10 時 15 分 ）

（2 番 志村 和浩 議員）

○議長（坂井 信久） それでは、定刻になりましたので会議を続けます。

2 番目の質問者、志村議員の質問に入ります。

志村議員。

○2 番（志村 和浩） 2 番 志村和浩、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、1 つ、中学校部活動の地域移行・地域連携についてであります。

1 問 1 答方式で行わさせていただきます。

少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、国は昨年度から令和7年度までの3か年を改革推進期間として、中学校における部活動の地域連携・地域移行に取り組みつつ、可能な限り早期の実現を目指すこととしました。三重県においても、昨年12月には「部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針」が策定され、市町の実情等に応じた支援の取り組みが始まっています。これらを踏まえて多気町では「多気町中学校部活動検討委員会設置条例」が今年3月に制定され、これからの部活動の在り方について協議・検討が進められることになりましたが、関係者それぞれが不安や懸念を抱え、部活動に関する論点や課題なども異なることが想定され、合意形成が進みづらいのではとの不安があります。そこで、これから協議・検討を進めていくにあたり、多気町教育委員会が中学校部活動の現状と課題をどのように認識し、目指すべき「新しい部活動の姿」をどのように考えているのかについて伺いながら、論点を明らかにすべく以下について伺います。

1つ目です。三重県の部活動ガイドラインでは、「部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする必要がある」と明記されていますが、多気中学校、勢和中学校共に現在も部活動への参加が原則必須となっています。こうした状況についてまず見解をお伺いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） はい、それではお答えさせていただきます。多気中、勢和中ともに現在、部活動への参加は任意となっております。なお勢和中においては、令和5年度までは原則全員加入制をとっておりました。多気中においては、15年くらい前から加入は任意となっていたそうでございます。勢和中においては、令和5年12月の「三重県部活動ガイドライン及び新たな地域クラブ活動方針」の策定を受けて、「部活動運営方針」を是正し生徒に説明をしておる

ところでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 私のほうでちょっと現場のほうで確認をとったところのちょっと齟齬が今ございましたので再度確認をさせていただきたいと思いますが、現在勢和中学校、多気中学校ともに任意ということの答弁でありました。必須から任意に至った経緯についてもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） 先ほどの質問でございますが、先ほども申し上げましたように勢和中においては、この三重県のガイドラインが策定されたことによって、今年度、令和6年度から任意の加入制をとっております。多気中においては先ほども申し上げましたとおり、学校のほうに確認をしたところ、はっきりとした時期は分かっておりませんが、15年ぐらい前から、加入は任意であったよというふうなことを報告を受けております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ありがとうございます。私勢和に在住ですので勢和中学校の子供たちともよく話をしますが、実際現場の状況を伺いますと、学校長あるいは学校としての任意という意向とですね、実際現場での子供たちの状況とはちょっと乖離があるかなあという認識をしております。

既に今年度部活動が始まっておりますけれども、学校の部活動以外の地域の民間のクラブに参加をしている方、子供たちにとってもですね、必ず学校の部活動にも参加するというふうには指導があったというふうに聞いておりますので、教育委員会としてはですね、しっかりその現場と今の答弁の内容とです

ね、合致しているかどうかちょっと再度確認をぜひともっていただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） はい。先ほどの質問ですが、勢和中学校の教頭先生のほうにも確認をとっておりまして、先ほどから何度も同じような答弁をさせていただいてるとおりでございますが、再度また改めて現場の声と、学校の先生側の声との差、認識の差があるようであれば、またそこら辺は是正をするような感じでちょっと情報収集したいと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ありがとうございます。ということで三重県の部活動ガイドラインをきっかけに勢和中学校も改定がされたということでございます。

今までもですね、このスポーツの部活動の地域連携・地域移行の協議、全国的な議論が始まっているわけですがけれども、やはり過去の必ず部活動に参加しようという流れをいまだに引きずってる学校が多々あるという中でですね、やっぱり部活動ってのは学校長の決定権の中で行われる学校の放課後活動の一環ということですので、実質の決定権は教育委員会ではなく学校長に、あるということですので、ぜひとも今回こういう議論がですね、せっかく始まりましたもんですから、これからの部活動の在り方をですね、整える上でですね、この子供たちの参加を任意とする、これをまた基本として、学校長も教員も異動がありますので、必ずそれを毎年しっかりと確認をすることをぜひお願いをしたいというふうに思っております。

次の質問に移させていただきます。令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の中で、休日の中学生のクラブ活動の受け皿となる仕組みづくり」の成果として、「スポーツ団体指導者と中学校部活動顧問の

意向を確認し、今後の検討材料を得ることができた」とあります。どのような意向について確認をしたのか、そしてどのような検討材料を得たのかについて伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） それではお答えさせていただきます。令和5年1月、令和5年3月、令和5年の5月、令和5年の9月にそれぞれクラブ活動の地域移行の検討会議というのを4回開催をしております。構成は多気勢和両中学校のクラブ担当者、多気スポーツ協会から2名、事務局4名で合計8名で検討会議のほうをしております。第2回目第3回目の検討会議にて、クラブ活動地域移行に関して、部活動顧問の教員、及びスポーツ協会加盟団体の顧問、それぞれの立場から地域移行や現状等を把握するため、アンケートを実施をし、第4回の検討会議で、結果について協議、情報共有をしておるところでございます。教員アンケートでは、制度、内容の把握、活動時間や日数、それから土日の部活動の指導についての希望を聞き取り、地域移行への考え方及び意向などを確認しております。あわせて地域移行となった場合、指導者になってくれる人材がいるかないか。地域移行する際に課題となることは何かについて実施をしております。

一方スポーツ協会加盟団体のほうのアンケートでは、休日に中学校部活動を指導することができるか、どの程度中学校部活動に指導が可能かなどを聞き取っておる状況でございます。

また、両アンケートともに自由記載で様々な内容の意見を頂いており、地域移行の際の課題として把握をしております。休日の責任の所在、部活動の場所、それからセキュリティーの問題、指導者の人材不足、目指すべき目的の相違、町としての方針、保護者の理解、活動費の確保、などでございます。

今後も教職員、スポーツ協会加盟団体と情報を共有し、課題の洗い出しを引き続き、少しずつでも解消していく必要があると考えておるところでございます。

す。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） アンケートを実施していただいたということでございますが、アンケートの項目等をいろいろ教えていただいたわけでございますが、その結果報告を第4回の地域の検討会議でも報告があったということでございますが、結果として、地域移行・地域連携に向けてですね、結果として、スポーツクラブの関係者、学校の顧問、主に顧問だと思いますが、学校関係者の意向としてはどのような、結論が、結論というか結果が出たのか、再度教えていただけますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） はいそれではお答えさせていただきます。まず地域移行について内容を把握していますかという質問でございます。こちら約6割が把握をしており、おおむね把握をしておるという現状でございました。

それから、1番メインになるかと思いますが、ガイドラインに示された地域移行についてどのように考えてますかと、これは教職員用のアンケートでございます。約6割が外部の指導者に委ねたい。約2割が土日の部活動を実施しない。残りの2割が自分が兼職兼業の仕組みの中で指導をしたいというふうなアンケート結果でございました。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ちなみにそのアンケートのとり方なんですけど、今回はあくまで休日ということだったのでしょうか。それとも休日平日にかかわらず今後の部活動についてというとり方だったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。それでは、ただいまの質問に対して私のほうからお答えさせていただきます。このアンケートにつきましてはクラブの顧問の先生に休日に関してのクラブ活動について、アンケートをとっております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 休日の、ということで限定したアンケート調査ということでございますけれども、そうすると平日の意向確認、平日の検討材料というのは、今回は特に行わなかったということでよろしかったでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまの質問にお答えします。平日については今回とか前回行っておりません。今後の課題になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 次に今の答弁の中身ですと、スポーツに限ってのお話だったように伺いますが、文化部、例えば吹奏楽・美術・家庭部とありますが、その辺りの先生、その辺りの関係者とのアンケート調査についてはいかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） クラブの指導者でございますので文化部の先生にも、アンケートをとっております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そうしますと、文化部も合わせて、地域移行については、6割の先生方が外部にお願いしたいと。そして、土日の部活の実施は2割の方が実施をしなくてもいいんじゃないかということで、スポーツ文化問わず中学校の部活動のアンケート結果としてはそのような方針だったということで理解をさせていただきました。で、検討材料を得たということで質問にも書かさせていただきましたけれども、今、答弁にもありましたように、自由記載のところも含めると、休日の責任の所在、それから練習の場所の問題、そしてセキュリティの問題、果たして目的が合致しているのかどうか、目的はどこにあるのか、そして保護者への理解、移動やその他にかかる予算の問題等、多々あるということでございます。

そんな中でですね、次の質問に移らさせていただきたいと思います。③でございます。②と同様に、3月の全員協議会で示された令和6年度多気町教育委員会の目標では、中学校の部活動に係る項目が、昨年度に引き続き「休日の部活動の受け皿となる仕組みづくりをスポーツ協会と進める」の1点のみでした。

中学校の学習指導要領には、「部活動は学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と記されていることから、教育的観点からの目標が設定されていない点については違和感を感じます。今後部活動の在り方を考える際にも、こうした目標や評価の指標が重要かと考えますが、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、休日の地域クラブにつきましては、ここ、ここといいますのは多気町教育委員会の目標でございますが、ここでは、学校教育ではなく社会教育として記載しております。目標には文書での記載をしておりますが、項目とし

てとらえていただければなということだと思います。この項目につきましては、中学校の部活動地域移行についての限定的な目標としております。またこの目標についてでございますが、正直明確なゴールを設定しかねています。今年度取り組んだ成果や課題の詳細につきましては、評価の時点で示させていただこうと考えています。一方で学習指導要領にある「部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」このことにつきましては、教育委員会としての目標ではなく、学校での教育目標として取り扱い、中学校それぞれの目標として、学校経営計画の中で部活動経営方針・計画として記載しています。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） この質問を僕も書きながらいろいろ調べて、中学校の部活動って非常に今曖昧でグレーな位置づけになっているということを改めて私も認識しております。恐らく、先ほど質問の一つ目もですね、教育課程を関連を図るという言えども、実は任意の活動であり、放課後の活動であり、学校の、どこまで関与するべきかというところが非常に学校によっても曖昧だというふうに伺っておりますので、改めてそういう意味で今回、多気町教育委員会としては、その辺りはどういうふうな目標をお持ちなのかについて改めてお伺いしたわけでございます。

今回答弁で今、社会教育ということで位置づけておられるというふうに答弁頂きましたので、改めてこの中学校の部活動というものが社会教育なんだということで、これは今までの10年20年前の部活動と大きな転換ではないかと思っております。つまり社会教育ってということになってくるとですね、これは、地域の生涯学習ですとか、それから地域の年齢問わず、様々な方々のスポーツや文化芸術を健康増進やいろんな多々な経験と一緒に社会教育として、位置づけるということでございますので学校だけで取り組むべきではないというこ

とで今回、地域連携・地域移行ということになってきましたので、なおさら教育委員会としてはこの辺りを深く認識して取り組まなければですね、これまちづくりになってくるような大きな話ではないかなと、個人的には思っております。

さらに申しますと、県の資料を見ますと今年の 12 月には多気町はガイドラインを策定しますということで報告がありますということで表にも掲載をされておりますが、今回の全員協議会で示された年間目標ではですね、このガイドラインについても一切触れられておりませんでしたので、そういう意味では教育委員会というのは、この部活動の見直し事業に関しての積極性といいますか、そのゴールの設定というものが非常に曖昧ではないかなと思うんですが、このガイドラインというものは今年の 12 月に策定するということで、改めてよかったですでしょうか。

その辺だけお聞かせください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今現在、国が示すガイドライン、ここにおきましては中学校における休日の部活動の地域移行、これの達成時期、そして学校部活動の存続や教員の関わり方、さらには保護者による費用負担などを含めて、地域移行の明確なイメージとゴールが示されていないと私は感じております。ですからなかなか県においても、あるいは多気町においても、このガイドラインをガイドライン推進計画、そのようなものをなかなか、今現在、作成していくことは難しいんかないうことで思います。

またこれにつきましては、委員会の中でいろんな課題を整理しながら、県の指導も頂き、作成していきたいなとこういうふうに考えてます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 今回のこの目標の中でも、スポーツ協会と進めるということかなり限定された記載でございましたけれども、改めて先ほどのアンケート調査も、文科系の顧問の先生たちにもですね、アンケートをされたということですが、なぜスポーツ協会と進めるの限定で、文化部・芸術活動に関してはですね、触れられていないのか、その点についてお聞かせいただけますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。部活動の地域移行につきましては、今現在考えられて先行しておるのがスポーツ関係、体育会系でございます。なかなか文化系ともなりますと、文化団体連盟がそれに代わってできるものなのかできないものなのか、あるいはスポーツ協会が文科系も含めてできるものなのかできないものなのか。そういうことも含めて、今後検討していかなければならないと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） そのような検討をしなければならないということで、教育長がおっしゃったということは、仕組みづくりをスポーツ協会以外にも、そういった文化団体との協議を進めるという、今理解の答弁でよろしかったでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） そこも検討の一つやということで捉えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） ちょっとしつこいようですがそうすると、今回始まる協議委員会の中で、文化系の部活動についても議論をするか検討するかを協議をするという理解でよろしいんですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） スポーツ系と合わせて文化系についても、当然そこんところは委員会の中では協議していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 今年12月にガイドラインが策定する目標ですのでそれが遅れるかどうかについても、進捗状況にもよると思いますが、ガイドラインですので、運動部だけということではないと思いますので、必ず文化部、これは環境も今抱えてる課題もスポーツ・文化部関係なくですね、子供たちを取り巻く環境は一緒ですんで、ぜひとも議論をしていただくのは結構ですが、必ずゴールをお尻をそろえるようにですね、お願いをしたいなというふうに思います。

次の4番目の質問に移らさせていただきます。今年度「多気町中学校部活動検討委員会、（以下、検討委員会）」と言いますが、を設置し部活動の在り方について協議及び検討を進めることとしていますが、設置条例第2条の所掌事務では、「休日の部活動の段階的な地域移行に係る事項検討」とあります。検討委員会委員長であり、議長として会議を進行される教育長は何を検討すべき事項として想定されているのか、具体的に伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず前段といたしまして、先ほどの答弁でも言いましたが、国が示すガイドラ

インには、中学校における休日の部活動の地域移行の達成時期、学校部活動の存続や教員の関わり方、そしてさらには保護者による費用負担などを含めて、地域移行の明確なイメージとゴールが示されておられません。あるいは言い換えれば示すことができないのかもしれませんが。また三重県においても同様となっております。そして明確な推進計画等につきましても、他県の状況や県内・市町でもなかなか制定されていない状況となっております。そのような中においてですが、組織的に議論をしていくことは非常に大切なものと考え、県教育委員会の指導もあり、多気町では検討委員会設置条例を制定したところでございます。そしてこれから、休日のクラブ活動について基本的方針としての考え方を定めていく中で、例えば一つの方法といたしましては、直ちに部活動を地域移行していく場合、運営団体、実施主体の確保、これは受け皿となる想定してまず地域スポーツ協会等でございますが、そこがしっかりできるのかどうか。

そしてもう一つは、クラブ活動の種類、地域で実施できる、こういったクラブが実施できるのか。また、指導者の確保、これは教員以外でいるのかどうか。また教員である場合、兼職兼業の問題もついてきます。そして休日、対外試合の引率をどうするのか。これは中体連の大会そのものの在り方にも関係してくると思います。さらには練習メニューや部活動内容をどうするか。平日と休日の連携、そして活動場所をどうするか。学校施設、町有施設の利用、さらには費用負担の問題、これは費用を保護者へどう求めていくのか、また求めていかないのか。そして、けがなど緊急時に対応できる体制、これは保険も含めて考えなければいけないと思います。

さらには地域移行に関する生徒や保護者の理解も求めていく必要もあります。もう一つの項目としては直ちに部活動を地域移行せず、まずは外部指導者をクラブのほうへ導入する方法も考えられます。既に多気中では、陸上部、剣道部において外部指導者の導入をしております。ただしここにも問題がございますが、そういったクラブに対応できる指導者がいるのかいないのかという問題もございます。いずれにしましても、部活動の充実や先生の負担軽減につな

がると思いますが、直ちに地域移行が実施できるとは思いません。また、様々な課題を整理・解決していく必要があります。情報収集や研究しながら検討委員会の中で課題を洗い出し、少しでも前に進んでいければと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 教育長の答弁を伺いますと非常に悩んでいらっしゃることも伺うわけでございますが、懸念してるわけですが、やはり先ほどのアンケートの報告にもありましたように、まずはその予算や人材の各論の前に、まず多気町がこれから目指すべき部活動とはどういう姿なのかっていうことが、まずは1番大事な検討の事項のように、私個人的には思うわけでございます。といいますのは、今の答弁の中でもですね、ところどころに果たしてそれだけの人材が地元におるんだろかというような心配の答弁でございましたけれども、スポーツ庁の室伏長官もこんなこと言ってます。「中学校の部活動は、アスリートやプロを育成する場ではない」んだと。「それは、外部のクラブ活動の役割」なんだと。「中学校の3年間、そこでアスリートを育成するつमोरのコーチ陣をそろえる、そういう人材を探すのであれば、確かに地域の人材はそんなには居ないはず」だと。ただし、そうではない中学校の部活動というのは、「子供たちがいろいろなスポーツ、いろいろな文化芸術活動に触れる機会、それを成長の糧にしてもらおう。そういうことであれば、決してプロのアスリートのコーチ陣は必要ない」んだと。「そういう認識が、今の部活動の議論には不足しているんじゃないか」というような長官のお話でございます。とすればですね、まさに多気町の部活動はどうあるべきかということをまず議論をしないと、人材がどういう人材が必要かどうかってのがですねもう頭から何か上手なアスリートを育成するための人材を探してるように思えてならないんですが、その辺の見解について教育長いかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 答弁させていただきます。おっしゃるように、中学校の部活動については、人間性を養う上で非常に大切なものと思っております。地域クラブといいますと、えもすれば勝利至上主義に走りがちというイメージもありますが、人を育てる、それは学校も地域も一緒のことだと思っておりますので、中学生、好きなスポーツをやりたい、そのことは私も思うところであります。志村議員と考えは一緒のところでございます。そのことを含め今後検討していければなと思います。はい。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。
志村議員。

○2番（志村 和浩） したがいまして、恐らく確か、今回設置した委員会の中の所掌事務の中にはアンケートの方法についても、協議事項としてあったと思いますが、今の流れの話の答弁の中にはやっぱり生徒当人のですね、声というものがなかなか今聞こえてきておりません。

中学校中学生の生徒さんを見ますとですね、やはり好きな運動があって、自分がその得意でものすごく楽しいというお子さんもいれば、任意と言いながらもう何かに入らなきゃいけないという、恐らく多分、子供同士、先生同士の何か見えないものがあるかもしれませんけども、得意でもない好きでもない部活動に参加してるお子さんも少なからずいらっしゃいます。ですのでそういうお子様たちが、非常に悩んでいらっしゃる。そういう実情もですね、ぜひこの委員会の中では声として拾うべきだと思いますんで、ぜひ子供の実際の生徒の皆さんの声をですね、反映をした議論が必要かと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。
小林教育長。

○教育長（小林 真一） ありがとうございます。この委員会では、様々な角度から検討していければなと思います。生徒、生徒の思い、生徒の声、それらも

拾い上げてできればなということだと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい。合わせてですね、今回の議論がどうしても教職員の負担を軽減するという、そういうことで始まった経緯もありますので、大事なテーマではあります確かに。忙しい教員の皆さんのこの部活動に対する本当にボランティアみたいなですね、時間をできるだけ軽減すべき、それは大事なテーマではありますが、やはり子供たちの目線で考えるとですね、子供たちの視点に立った部活動ということを考えますと、やはりたくさんの、もしかしたら複数の部活動に参加する、そんな制度があっても構いません。そして、スポーツと文化部と両方に参加できる、そういう制度があっても構いません。そして、今中学校、多気中学校勢和中学校にないスポーツ、それから文化活動、そういったものに興味がある方は、そういった活動が部活動として実施できる、そういうまちづくり環境づくりが必要だというふうに思っておりますので、先ほど社会教育とせっかく答弁頂きましたので、これはですね、本当に教育委員会だけの試みではなかなか限界があると思いますので、多気町の中でもですね、横断的にぜひ取り組んで頂くべき、これはスポーツの健康増進という意味合いから含めると、健康福祉課も当然関わってくる話ですし、場所の問題でしたらこれは学校だけの問題でもなくなってくると思いますので、建設課の公園の管理の問題、いろんな関係がこれから出てくると思います。これから休校それから利用できない保育園学校、そういった問題をどう解決していくかという話にも及んでいくと思いますので、そういった場所をこういった部活動の練習場所としてどのように活用できるかという視点も非常にあるかと思います。ですので、この教育委員会が設置した部活動検討委員会に課せられた検討事項というのは、非常に幅広く難しい問題でありますので、この議論というものをどういう人間で議論をしていくのか。次はそれが1番大事だと思いますが、現在答えられる内容

で結構ですので、どのような方々が、中身ですね、参加していただけるのか、ちょっと様子を伺い聞かせていただければと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。よろしいか。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 答弁させていただきます。この検討委員会の組織といたしましては、条例でいきますと町内の中学校長、それと町内の中学校の教職員、それと町内のスポーツ協会の代表、地域のスポーツ関係者、地域の文化関係者、中学校生徒の保護者、そして私と、このような領域で委員としてお願いする予定でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい。前回の全員協議会及びその設置条例の質疑の中でも私のほうから質問させていただきましたけども、委員会の人数が非常に限定されているというところで、もう少したくさんの例えば関係者、町内関係者との議論が必要ではないかなというふうな質問をしたところ、作業部会というのが、一応予定も想定もされているので、詳細はそちらのほうでも検討していくという当時の課長の答弁もございました。

実際にその作業部会というものを、恐らく今たくさんの議題がございますので、また必要な人材を集めてですね、議論を進めていただけるというふうには思いますけれども、今答弁頂いたように非常に大きな社会教育という位置づけの問題になりましたので、改めて慎重にですね、人選もお願いをしたいなと思っておりますし、先ほども申したようにまずはどのような部活動というものを目指していくのかということ、まずはきちっと議論を進めていただきたいと、そのように思います。

どのような部活動を進めるという中で、次の質問に入らせていただきますが、これはちょっと私の個人的な提案も含めての質問となりますが、5番目で

ございます。検討委員会での協議を進めている一方で、児童数の減少によって、学校単位での部活動を続けることが困難である種目が既にあります。国や県も拠点型合同部活動と称して、複数校の合同部活動の取り組みを進める市町に対する支援制度がありますが、多気町においても早急に多気中学校と勢和中学校の合同部活動について議論を進め、できるところから実行すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。答弁させていただきます。拠点型合同クラブ活動として、多気中学校と勢和中学校の合同部活動、この部分の検討も協議の中でしっかりと議論を進め、クラブ別に最適な方法を検討する必要があると思います。部活動の地域移行につきましては、まずは1つ、2つのクラブについて、早期に執行することができればと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 議論すべきということで答弁頂きましたけれども、なぜ今までこの問題がですね、このまま放置されていたのかなと。なんかこう答弁を伺いますとすぐ検討してそれほど、進められる種目については進めていけるんではないかというような印象を持った答弁でございましたけれども、子供たちにとっては、1年があつという間でございます。既に大会に出れるか出れないか非常に微妙な部活動がある中でですね、これから協議を進めて、来年、ガイドラインひけて、再来年からということになると卒業してしまう子もおられますが、その辺のスピード感とですね、このゴールの目標についてちょっと最後お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 答弁させていただきます。まず国、これは文化庁、スポーツ庁においてでございますが、平成 30 年に策定したガイドラインでは、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革集中期間としておりましたが、志村議員も質問の中で言われております令和 4 年度に関しましては、改革推進期間に変更しています。そしてこれは国の答弁でございますが、「実情に応じ可能な限り早期の実現を目指す。」このように言っております。これは様々な意見を受け、軌道修正を余儀なくされた結果だと思います。県が策定したガイドラインにつきましても、改革推進期間となっております。

また初めの私の答弁でも言いましたように、国が示すガイドラインにおきましては、地域移行の達成時期や、クラブ活動の存続、教員の関わり方、さらには保護者による費用負担、この部分については、明確なイメージとゴールが示されていないのが現状でございます。ですので、なかなか多気町においても、今後こういった格好でやっていくのか、そこについて私が答弁したようになかなか明確なイメージもできていないのが現状でございます。

様々な角度から情報収集し、国県の動向を見ながら、また松阪市や、多気郡内の中学校、それらと情報共有しながら、多気町にとって好ましいゴールを設定していければと思います。現在のところは答弁できるのはそこまででございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2 番（志村 和浩） 答弁を伺いますと、国や県の動きが少し緩やかになっているのというような答弁から始まったわけですがけれども、国もですね、市町の地域の実情に応じてということによってございまして。つまり国も県もですね、小さな自治体の事柄まで事細かく指定するわけじゃありませんので、地域の実情に応じてやり方は柔軟に変えていくんだと。どうぞそれを支援する事業があるので活用してくださいというようなことではございます。ですので、多気町は

多気町としてどうあるべきかというのは先行して取り組んでもいいはずでございませう。

ちなみにですね、休日の部活動の話を言いますと、もう中止とした決定をした自治体もあります。これは隣の奈良県、休日部活動の中止を決定をしております。福井市、新潟市、こういった自治体も決定を決めております。

それから、部活動のことについても文化部、これも菰野町あたりはですね、率先してもう地域移行の取り組みを進めております。つまりは地域によっては、進めていけるところは既に進めていってるわけでございます。

そういう意味でいうとですね、例えば今の多気中と勢和中学校、この2校の合同部活動、例えば部活動の練習を一緒にしようじゃないか。スクールバスを使って子供たちをどちらかの学校に送迎しようじゃないか。これ4校も5校も中学校があれば恐らく大変なことだと思いますが、そういったことを1年間議論しないとできないことなのかどうか。

そして、教員の負担を早く減らさなきゃいけないと。切迫した問題であればですね、これはなおさら早く取り組むべきことではないかなと、いうふうに思っております。例えば、多気中学校にあるのに、勢和中学校にない部活動、例えばバスケットボールで言いますと、多気中学校には女子しかない。勢和中学校には男子しかない。でも合同部活動であれば、男女ともに、バスケットボール部が多気中学校勢和中学校合同部として、大会にも出ることができると今、中体連の規定にもなっておりますので、そういう選択肢がなるべく早く増やすことが、子供たちにとっては非常に大事なことはないかなと。

地域に移行する連携する、それは非常に大事な問題ですが、まずは多気町においては子供の数が減っている中で、活動の維持ができない部活動がある。まずそれをですね、真剣に考えるべき課題かなと思っております。

答弁からは決して無視せず、この地域、合同部活動については検討を進めていくということでございましたので、それを期待をしてですね、ぜひとも早めの結論をお聞きしたいなと思いますが、最後に教育長伺います。この検討委員

会でですね、議論すべき課題として、この最後の問題も含めてですね。今年、ガイドライン、今年度といいますか、今年中かどうか分かりませんが、ガイドラインに何らかの方針を示すということで、再度伺いますがそういうことでよろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ガイドラインにつきましては、できれば今年度作成したいと考えておりますが、場合によってはこれは、今年度完成ができないということも考えられますので、少し検討が必要なのかなと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） 最後に僕が申した、多気町においては子供の数が減っている中で活動を維持できない部活動があるという、そういった課題については教育長、現状どのように感じておられますか。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） 部活動につきましては私が中学生だった頃、これはもう50年前にございますが、いろいろな活動がございました。そのとき、サッカーというクラブはものすごく下火でしたんですが、サッカー部も先輩がつくっていただき、私はサッカー部に入ることができました。

好きな活動を子供たちにさせる、これはもう本当に私の願いでございます。しかし、現在少子化の中で、本当に子供の多様化しておりますので、そういったクラブが必要なのかどうか、中体連の全国大会についても、たしか種目の減というのが発表されております。そういった中で、たくさんのクラブ選択肢を与えたいのは私の気持ちはありますが、現実としてはやむを得ない部分もあるのかなと思います。ですけど、町といたしましてできるだけ子供の希望には応

えるようにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

志村議員。

○2番（志村 和浩） はい、非常に難しい問題でありながらも、前向きに検討していきたいという教育長の心意気も感じた答弁でございますので、これからそういった協議が始まります。今日もいろいろな課題を述べさせていただきました。また整理をして、ぜひしていただいてですね、その協議を進めていただき、また途中の経過をですね、ぜひともまた報告を頂きながら、子供たちの新しい部活動の姿をですね、早めに見せていただきたいなと、そのように思います。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（坂井 信久） 以上で志村議員の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

（ 11時05分 ）

（ 11時15分 ）

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（坂井 信久） 定刻となりましたので、休憩前に引き続きまして、会議を再開をいたします。

3番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、議長のお許しを頂きました。一般質問をさ

せていただきます。

私は通告をいたしております2点でございますが、カーボンニュートラル実現に向けた具体的な実行計画について。2つ目として堆肥センターについて。いずれも一問一答で質問をさせていただきます。

それでは、1番目の質問に入ります。先日、多気町地球温暖化実行計画が全協で示されまして、令和12年度6年後の目標値は平成25年度比較で48%削減と示されたところであります。脱炭素目標達成に向けたアクションプログラムについてお伺いをいたします。

農業におけるプラスチックごみの環境への負荷軽減と脱炭素ライフスタイルの推進についてであります。まず今一般的に使用されておりますマルチは作物の収穫後、全て剥ぎ取りが必要であります。これが剥ぎ取りほとんどが燃えるごみとして焼却をされます。当然ながら環境にはですね、よくないわけでありまして、生分解性マルチというのがございまして、これは使用後、鋤きこむことが可能でありまして、鋤きこんだ後、土中で微生物の力で分解されるというマルチであります。剥ぎ取りのきつい作業もしなくて済みまして、農作業が一段と省力化ができるわけであります。廃プラスチックとしての処理も必要もなく環境に優しい資材であります。このことが農業のカーボンニュートラルにつながるものと考えるところであります。

生分解性マルチの認識と、見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 御質問にお答えいたします。現在の農業の抱える問題といたしまして、農業従事者の高齢化、担い手不足等が挙げられます。そのような現状の中、農地の除草作業の省力化の一つといたしまして、マルチシートの利用が必須となっております。

しかしながら、マルチシートには作物収穫後の重労働といたしまして、回収作業、その後長期的な作業といたしまして、残渣の撤去、廃プラ処理の環境負

荷が課題となっております。また、近年の肥料・資材の高騰等で農家の費用負担が重くなっておるの現状でございます。

生分解性マルチにつきまして土中の微生物により分解されることから、重労働の軽減、廃プラスチックの排出抑制、また回収作業が不要となることによる作業時間の短縮は見込まれます。その処理によりまして環境負荷を低減するものと考えております。

しかしながら、このような生分解性マルチにつきましては費用面で従来のマルチシートより負担が大きくなり、またシートの強度についても劣ることから、農家の利用が促進されていないことが懸念されております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 言われました認識をされておるということでございます。あえて申し上げますと、鋤きこむことですね、最終的に水と二酸化炭素ということに分解されまして、そのマルチはですね、土というふうに変えるわけですが、これには少し日数がかかりまして、直ちに土に分解されるというものでもありませんが、1番大きなんはですね、脱炭素ということで焼却ごみとして出てこないというのが1番大きな観点でございますので、いわゆる値段は相当高いわけでありまして、なかなか農家としては一般的なマルチよりも、いわゆる一般的には2.5倍から3倍ぐらいかかるということも聞いておりますんで、なかなかすぐに手を出したりっちゅうことはできませんが、やはり脱炭素ということになりますと、これをぜひいわゆる助成措置を講じてでもですね、いわゆるその推進をしていくというのが必要でありますんで、私の言いたいところはですね、先般もいわゆるカーボンニュートラルで、実施実行計画が出されましたんで、その中でですね、農業が出てませんので、その中に書き込むというよりも、実際実施をしていただきたいというのが本音でございまして、生分解性マルチをですね、使用することで、脱炭素に貢献できるということにな

りますんで、こういったことを、ぜひですね、考えをお聞きをしたいということで質問させてもらっておるわけでございます。農業分野の脱炭素実行計画の中へ入れていただいて、脱炭素の助成措置を講じてもらいたいというのが、私の質問の趣旨でありますんで、そのことについて、再度お答えを頂きたいと思っております。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 先ほど申されました生分解性マルチのことなんですけれども、町内外の大手ホームセンターで調べましたところ、95センチ幅の従来1980円のものが7800円、約3.9倍。150センチ幅におきましては従来4180円のものが1万1800円ということで、2.8倍の値段がしております。また、在庫として扱っておるホームセンターはございませんでした。農協の営農センターでも在庫はないよということでおっしゃっておられました。これについては在庫でおくことによって劣化が進むというのが懸念かと思われまます。ホームセンターでも注文によって、納品するよということでしたが、またこの納品についても、200メートルもののマルチが2本1組が最低限の注文単位というふうにお聞きしております。200メートルを2本買って、農家さんが在庫として抱えることによって劣化が進むことも懸念されます。先週土力の会さんで、クリスタルの森の農場でタマネギとジャガイモの収穫がございまして、私もそれに立ち合いさせていただきまして、ジャガイモの収穫をさせていただいたんですけれども、そのジャガイモについては、この生分解性マルチが使われておるということで、実際に現物も見していただいて、ジャガイモは種芋を植えてから約100日というものが経過して収穫できるということでしたけれども、100日間この日差しにさらされた生分解性マルチについては、強度としてもまだまだ十分、除草効果があるよということで、見していただいたところでございます。

このような生分解性マルチではございますけれども、先ほど言いましたように、2倍から3倍の値段がついておるという中で、なかなか農家さんの利用が

促進されるものではないというのは理解していただけるかと思います。

その中、行政の取り組みといたしましては、マルチシートの利用が廃プラスチックの環境負荷を与えているよということを広く住民の方にお伝えするとともに、皆様の理解を得て少しでも今のマルチシートの利用を少なくしていければなというふうに考えております。

現在、プラスチック製のストローやスプーンの使用というものは、製造を控えるとか使用を控えるとかといったことですね、取り組みがなされておるところでございます。

これは使用者の環境意識によるもの、また製造メーカーが主導となったものでございまして、同じように進められることではないかと思っておりますけれども、先ほど議員おっしゃった、町としての取り組みとしていう中で、啓発活動も重要なことかと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 脱炭素カーボンニュートラルということで町長のほうにちょっと振らせていただきますけど。お聞きをするっちゅうよりも認識はされとると思いますが、直ちにいわゆる予算化してお金をみよというふうなつもりではございませんが、脱炭素というのは非常に大きな課題でありますんで、先ほど申し上げましたように、年数ではですね、6年後ですね。令和12年ということで、大さないいわゆる計画書の中にこの間も全協で聞かせ頂きました中に明記されております。そんな中でですね、脱炭素ということになりますんで、町長聞いてもらってますかいな。副町長も聞いてもらってますかいな。課長の話はよく分かりました。脱炭素という観点からですね、いわゆるマルチは大部分90数%、再利用は恐らくしとらんと思います。土つきますんで。それが全部、燃えるごみとして、いわゆるごみステーションを経由してどっかで燃やしとるわけですね。大気を非常に汚染しとるわけですが、そういうことで結局、

燃やすごみを減らすということからですね、脱炭素、くどいようですが、ということで私はこれに着目をしてですね、というのは野菜は草との戦いでありまして、草を抑えるっていうのは大きな作業の1つなんですわ。特に合わせて申し上げますと、伊勢いももですね、だんだん面積が減って今は6から7ヘクタール程かなあと私は認識をしとるんですが。これ以前は10倍ぐらいあったんですけども、だんだんとそういうきつい作業はなかなかできやんということもありまして、そんな中ですな、伊勢いもも考えてみたんですけども、伊勢いもをいわゆる生体性マルチを使うということになりますと、土の中へ鋤き込んだ場合ですな、これが果たして完全分解ができるんかどうかっていうのは、翌年に田畑林間でありますんで、水をつけるわけですね。水をつけますと恐らくや分解が非常に極めて難しいんじゃないかと。これは個人的な主観なんですけど、そういうふうに思います。これはもう畑ですと空気が入りますんで、土が必ずかぶらんと分解されませんので、土かぶる面では入るわけですが、その辺がもう非常に疑問がありますんで、直ちにそういったものに作物に使えるということには、ならんかなあと思っとるんですが、いわゆる、農業振興と脱炭素ができればなあと常に思っとるんですけども、そういった面で例えばどんな野菜も適合するわけですが、翌年に水を張って米をつくるという伊勢いもの場合は、極めて難しいんじゃないかなという私は観点をしておりまして、それも一つの参考として聞いておいてほしいんですが、そういった全体の中でですな、脱炭素といわゆる農業振興を合わせたときに、どのように町長として、生体性マルチの扱いをどうしていくかっていうのはいわゆる所見とか考えは、どういうふうにお持ちかなんかちょっと聞かせてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○多気町長（久保 行央） はい、今多気町でこれどれぐらい使われてるかちょっと、把握をしてないんですけど、議員おっしゃっていただいたように、町のほうで助成を例えばしていこということになった場合、延長的にどれぐらいあ

るんか、どれぐらいの幅のもんが必要なのか、いっぺん、調べてみたいと思います。

議員おっしゃっていただいたように、脱炭素については5町連携でやってますので、隣の町にも声をかけて一緒に支援をしていければと思います。特に多気町、これから土地利用型で農業やってる部分以外に、集約型の形も結構多いので、それらから考えると葉物野菜については、これなかったらもう本当に大変な労力なんで取り組んでいければと思いますので、まず、一度どれぐらいの量が必要なのか、これも20年前からやってるので、もうちょっとこれから改善されていくかなとは思いますが、今議員おっしゃっていただいたように、水と二酸化炭素に分解はされるんですけども、果たしてどんだけうまくいくか。もう既に多くの実証されとると思いますので、その辺よくつかんで、町としてはこれから支援していきたいなと思ってます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい答弁、町長から直接頂きました。非常に納得をいたしました。1の項につきましては、以上で終わりたいと思います。

で、続いて2つ目ですが、何らかの助成ということで挙げてみたわけですが、2点目、2つ目入りたいと思います。

2点目はですね、脱炭素アクションプランに示されております脱炭素型ライフスタイルの推進であります。この中にですね、宅配ボックス、宅配ロッカーの整備をするということが出ております。このことによりまして再配達の削減ができるというふうに書かれております。再配達を少なくし、再配達の実現を図るのであればですね、家庭用宅配ボックスの配置の促進をと考えるところであります。このことにつきまして当局の認識と見解を伺います。

まずこの宅配ロッカー等ですね、整備が書かれておりますので、これについてその説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。それでは先ほどの御質問についてお答えさせていただきます。近年、多様化するライフスタイルとともにネットショッピングを拡大し、宅配便の取扱い個数が増加している一方、宅配便の再配達は、二酸化炭素の排出量の増加や、ドライバー不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つとなってきております。再配達トラックなど自動車を使って行われる場合がほとんどで、宅配便の再配達地球環境に対しても負荷を与えていると言えます。

この再配達の課題解決に向けた、宅配事業者側のサービスも展開されてきているところがございます。例えば、メールやアプリによる事前通知サービスの提供であるとか、受け取り先としてコンビニやスーパー、駅等に設置された宅配ロッカー等を利用できるようにするサービスなど、利用者の予定に合わせて受け取ることができるサービスでございます。また業者によっては玄関前や自転車のかご等の場所を指定して届けてもらう「置き配」というサービスもございます。また専用の宅配ボックスを自宅の屋外に設置する場合の支援としては、国土交通省の子育てエコホーム支援事業として、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得であるとか、住宅の省エネ改修と一緒に設置する宅配ボックスに対しまして補助金を交付するというような制度がございます。子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、脱炭素社会の実現を図るということを目的とした補助制度でございます。まずはこうした再配達抑制につながるサービスの補助金制度を広く周知し、協力を呼びかけていくことが必要と考えます。

各家庭に設置されるのが宅配ボックスといい、またオープン型で駅等にあるロッカーのような、10個程度のロッカーが一緒になったものをオープン型の宅配ボックスというようなことを示します。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 細かく説明を頂きましてありがとうございます。以前もちょっと聞いたことあるんですけども、この宅配ボックスっていうのはですね、ちょっと具体的にどこどことはなかなか言いにくいと思いますが、各戸やなしにですね、いわゆるあるところへあるところへ、いわゆる宅配ボックス置き配ボックスを置くんだというふうに聞いたことがございました。こういう解釈でいいのか。私の言いたいのはですね。各戸に宅配のボックス、市販してますボックスありますですね、いわゆる大きないわゆる宅配用のボックスなんですが、これはいわゆる置き配ボックス宅配ボックスのこの書かれとるんとまた意味が違うというふうに私は思っとなるんですが、個々に置くのではなく、拠点拠点、いわゆるどっかのところへ宅配ボックスを置いてそこへ入れた人、連絡を受けた人はとりに行くということで解釈したんですが、そういうことでいいわけですか。ちょっとその辺だけでもういっぺん教えてください。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、まずオープン型の宅配ボックスにつきましてはこれは今、県内では桑名市がPUDOというサービス、これはクロネコヤマトそれから日本郵便、それから佐川、DHLといったような業者がですね、共同でサービスを受けるものになりますが、先ほど申し上げましたような10区画程度のロッカーが一体になり、ここに自分が送りたいものを入れる、または受け取りをその場所で受け取りたいというようなことで、PUDOボックスとも言いますんですが、こういったメニューがございます。これを桑名が県内では初めて公共施設に設置をされてスタートをしております。

多気町につきましても、引き取り先として先ほど申し上げましたコンビニやとか、宅配の営業所等でも受け取るようなことができるんですが、最寄りの公共施設にそういったものが設置できないかということで、全て業者の負担で設

置費用は見てもらうことができます。これについて、先ほど申し上げましたそのPUDOのサービスのほうに照会を今かけているところでございます。

実際、再配達率の状況であるとか、それから件数、そして立地条件、そこに置ける場合の、24 時間出入りができるかセキュリティーのこと、電気のこと、こういったものの条件がそろえば、業者のほうが負担をして設置することができるということで、今現在、照会をかけているような状況でございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） 細かく聞かせていただきました。同じですね、私これちょっといろいろ調べて手にしとるんですが、桑名市ですね、課長、家庭用宅配ボックス等設置補助金というのがつくられておりまして、これはですね、いわゆる家庭用の宅配ボックスの設置補助金という、要領要綱ができておりました。でもう実際、令和6年から動いておるということでございます。これとよく似たことでやることができればですね、非常に再配達が減るんじゃないかと、今言われた形と併用してですね、個々にもこういうことがやられておりますんで、これを一つの例としてですね、先進事例として取り上げていただいて、何とか事業としてやってもらえないかというのが、質問趣旨でございますが、もとは予算いくらかっちゃうのはちょっと分かりませんが、かなり申請があるというふうに見ております。ほいでこれをですね、今年からやられておりますんで、近隣はどうか知りませんが、こういったこともですね、脱炭素としてですね取り上げてもらって、脱炭素の事業としてやることはできないかというのが質問の趣旨でございますんで、再度その実施について御検討頂けるかどうかの答えを頂きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。一般的なですね、各家庭に置かれる宅配

ボックスというもの、これも桑名市のほうでは県内で先んじて購入に対しての補助も制度も設けられているというのは承知しております。

ホームセンター等に行きますと、近くのホームセンターなんかでは1万5000円程度かかるような価格帯となつてございます。これが価格の動向、それから再配達率の多気町内の状況、ここら辺もよく見てですね。かなり効果があるというものであればですね、また検討する必要がありますが、将来にわたって財政負担を強いることになりますので、これは事前の調査をし、これからですね、財政当局とも相談して検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい。今課長からお答え頂きましたんですが、十分御検討頂いてですね、ぜひともですね、実施の方向で御検討頂きたいというふうに、思いまして質問させていただきました。この項も以上で終わりたいというふうに思います。

2点目へ入ります。堆肥センターについて質問させていただきます。この項はちょっと簡単に書いてございますが、いろいろと聞きたいこと等々がございます。かねてからいろいろと質問等でも言うておりますし、町長もこの件については非常に認識が深いということもございますので、あまり縷々書く必要がございませんので、もう簡単に通告書としては書いてございます。

土づくりの基である堆肥センターにつきまして今後どのように進めていくのかを聞かせてくださいということで、まず1点目に、堆肥センター建設計画の現状と今後の見通しを聞かせてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 御質問にお答えいたします。堆肥センターの建設計画につきましては、ただいま有機農業推進協議会を立ち上げまして、香川県のホ

クトの堆肥舎、千葉県の有機米の生産者を視察いたしまして、町内で堆肥舎建設に向けて、試験的な実施を行う場所を確保したところでございます。

今後は実際の利用による、実証試験を重ねまして、必要な量を把握するとともに、作業を行っていくところでございます。実証するための堆肥舎の建設はこれからも進めてまいります。有機農業への理解を町全体に広めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 今お聞きしますと余りこう具体的には進んでおらんというふうに解釈をしたわけですが、土づくりにつきましては、今まで度々お聞きをしてきました。

堆肥センターにつきましてはほぼ2年前のですね、令和4年の12月に一般質問で答弁としてですね、ホクトさんの菌床を利用した堆肥センターをつくるという町長の答弁を頂いております。翌年の令和5年度にはですね、当局は、他県の堆肥センターの実情ということで、視察研修をされたというふうにも聞いております。

そういったことを踏まえてですね、いっぺんになかなかできやんわけですが、大きな堆肥センターを見てしまいますとなかなか、大き過ぎてすぐに手をつけられやんということでございますが、有機グループと、それから農家、いろいろこう考えておりますのはですね、そんな大きなものじゃなくして、手っ取り早い堆肥がつくれた施設、これを供給してもらえないか、なかなか自分だけではつくれませんので、行程もそんな難しいことはないわけでありまして、それをする事で土づくりができますし、いいものができます。

先般もですね参考までに申し上げますと、いわゆる有機グループで、完熟堆肥をつくったものを、いわゆるやってみたいという人を集めてですね、それで簡単なやり方で持って帰ってそれをつくっておるという状況、でそれも一部私

も同じようにやってみたんですわ。実践ちゅうんやなしに、試験的にしとるんですけども、非常にやっぱりこの菌床 100%で作った堆肥は、非常に土一切入れず、何も入れずですけども、成績が良くてですね、もう非常に元気で育っておるというのが現状で、これがもとは有機センターの中心メンバーが全部やったわけですが、そんな中でですね、言いたいのは堆肥センターというふうに構えてしまいますと、なかなか、おっきなことばっか考えてますとなかなかものが進みませんので、そんな大きなことやなしに、いわゆる簡単にできる堆肥、費用がかかるわけですが、いいものをつくったらええっていうことになりますんで、その手っ取り早くつくれるのはそんなにお金もかかりませんので、早めからですね、かかっていただくというのが非常に大事なことだなというふうに思っておりますし、農家としても非常に期待をしておるところでありますんで、先ほど聞いた段階ではなかなかまだ進んでいないというのが状況でございます。

直ちにとは申しませんが、早い時期にですね、やはりやってほしいなというのが、要望でありますんで、それを踏まえてですね、ぜひとも今年にはどんな形でもええで、それを進めていただくというのが非常に大事なことだなというふうに思っておりますんで、その辺をですね、今後の計画っていうんですか、どういうふうにしていくんだということをまずお聞きしたいと思いますんで、よろしく答弁頂きたいと思います。

私思っておりますんはですね、他のところもいろいろ参考して実際自分見えておりますが、例として間口 3 メーターぐらい、それから奥行きが 7、8 メーターですと 1 つの堆肥のつくる場所がですね、大体 20 平米から 30 平米までぐらいで十分ですんで、で入れる量を加減したらええわけですんで、入れる量を初めからよけ作ると大変や、先々いろいろとこう、どうしていくかちゅうことも出てきますんで、今のところだと何とかなると思うんですが、初めは取っかかりとして少なめにやるのが十分可能ですんで、そういったことで直ちに手をつけていただきたいというのが本音でございます。

それをやるには、後でもいろいろ出てきますが、こういった形でやっていくのかというのが、いろいろお聞きをするわけですが、そういう、手がけるということはどういうふうに考えてみえるんかを、まずお答えを頂きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） ただいまお聞きになられた町内で予定の堆肥舎でございまして、今現在協力をお願いしておる土木業者なんですけれども、その資材置場にコンクリート製の4メートル四方の堆肥舎をお借りするということで、今、準備を頂いておるところでございます。4メートル四方ですので、1メートル積むと16立米ぐらいのまず堆肥を入れることができるのかなというふうに考えております。

その堆肥舎を3区画お借りいたしまして、それを堆肥の攪拌をするにあたって、3か所を順次使いながら進めてまいりたいと考えております。

またそれ以外にも、堆肥舎を次の計画として新たに同じような規模でつくらせていただくということで計画をしておるところなんですけれども、先ほど議員言われましたように、大きなものではなくて言いましたその16立米の1区画を攪拌することによって、3か所を動かしながら堆肥をつくっていくというところで、3か月をかけまして、16立米が約半分ぐらいの堆肥となって出来上がってくるのかなというふうに考えております。それを畑へ還元利用していくことによって、利用者に利用していただくことによって、堆肥の実効性というものを確認していただくことによって、今後の利用が促進されるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 前段で言われましたことも非常にいいことだなという

ふうに思いますけども、やはり直接ですね、堆肥をつくるということが1番大事でありますんで、農家がどういう形にしろ関わってですね、することでいいものがつくれるんじゃないかと思います。直接物をつくっとる人が、土づくりをする、堆肥づくりをするっちゅうのが非常に大事でありますんで、その辺を十分御理解を頂きたいというふうに思います。

さらにですね、大きさとしては、先ほどちょっと触れましたんですが、20から25ぐらいで十分受け入れらるということは私も思います。そんな部屋をですね、1つのいわゆる、堆肥をつくる、区切りを部屋をですね、ブロックでいわけですが、それをつくっておる人は5つぐらい欲しいんだと。予備的に1つは使うんですけども、3か月で切り返しをせんならん。それで3か月たって、ええものができるわけですがそれは夏場と冬場と温度差にもよって出来具合が違いますし、その辺の言うたら生きもんですんで、うまくこう熟成されたら1番うまくいくわけですが、それで1年通じてローテーションで回していくと。ただ、しょっちゅう原材料を入れてですね、年間ですから、目指しとんのは聞いてみますと、200から250トンぐらいはぜひ欲しいんだと、つくっていかなあかんというような話をしとったところでございます。

その辺を十分いろいろと話し合いをしてですね、そういった量的なもの、場所等々も、前へ進めていただきたいというふうに思うわけでございますが、そういったことで今年の6年から7年にかけてですね、そういう計画で周知をさしてもらって、それで実施をするというふうに、私の方も承知をしてええと思いますが、そういうことで、課長は進めていくということで、もう一度お伺いしたいんですが、答えを頂きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 議員おっしゃられましたようにこの堆肥を試験的につくっていくという作業は大変重要かと思しますので、今年度早々にもそういう作業を始めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） それから質問項目のですね、2つ目なんですが、堆肥の原材料はどう考えているのかということでございます。

原材料にはいろいろこう畜産タイプとか、それから草木、さらには稲わら、もみ殻、等々で考えられるわけですが、今考えてみえるのはどういった形なんかも、教えてください。

○議長（坂井 信久） 木戸口議員、時間がですね、昼までもう時間が5分を切っております。2番目の項、午後からということでお願いしてよろしいですか。ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

ここで、したがいまして1時まで昼食休憩といたします。2番目の項からは、午後から再開をいたしたいと思いますので井田課長よろしくお願ひしたいと思ひます。

（ 11 時 57 分 ）

（ 13 時 分 00 ）

○議長（坂井 信久） それでは、定刻になりましたので、会議を再開をいたします。

木戸口議員の一般質問の再開でございます。2項目めの堆肥センターについて、これの第2項目めから再度朗読を得て再開をしたいと、こんなふうに思っております。

その前に傍聴人がこられましたので、傍聴人に申し上げます。入場後はお静かにお願いをいたします。特に携帯電話は音の出ないようにお願いをいたします。録音機、カメラなどでの録音撮影は議長の許可を得た場合を除き禁止とい

たしております。また拍手や会話などは慎んで頂き、御静粛にお願いをいたします。議長が傍聴になじまないと判断した場合は退場をお願いする場合がございますので、御了解を頂きたいと思います。それでは再開をいたします。

木戸口議員

○3番（木戸口 勉幸） それでは午前に引き続き質問させていただきます。2つ目のですね、堆肥の原材料はどのように考えているのか。きのこ菌床のみなのか。菌床ベースに何かを加えるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） ただいまの御質問にお答えいたします。現在町内で操業中のホクト株式会社から排出される廃菌床が町内有機農業を推進しております「多気土力の会」でも有機堆肥の原料として利用されており、また香川県では堆肥生産の実績もあることから、町内で調達できかつ安価な廃菌床を原材料とすることを考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 午前中と若干重複するところもございますが、原材の中には、畜産堆肥、それから草木、それから稲わら、等々いろいろあるわけですが、私も廃菌床のみでいくのが今のところ1番いいんじゃないか。それは、やはりもう2年間のですね、廃菌床の実績・実証が出ておりますので、非常に生育もええし、土もものすごい良好だということでございますので、そのような形で進めるのが1番最適だなというふうに、思っておるところでございます。

それで次行きますして3点目のですね、3つ目の堆肥の生産でございますが、ちょっと触れた部分もございますが、始まりとして、だんだん、だんだんとですね大きいする場合もございますが、最初はそんなに大きいしてしまいますと、また、できた堆肥がどうしていくんかという問題も出てまいりますので、人の

話もありますし、その中でですね、考えてみえる堆肥の生産というのは年間どれぐらいを想定されているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 先ほど申し上げましたけれども町内で御協力を頂く予定をしております堆肥舎につきましては、16 立米の容積で攪拌発酵を行う発酵室を 3 つ備えた堆肥舎を計画しております。そこに廃菌床を毎月 4 トン、搬入すると想定すると、3 か月後から毎月 2 から 3 トンの発酵堆肥が生産されると想定されます。年間では 24 トンから 36 トン、また堆肥舎がもう 1 か所増えれば、48 トンから 72 トンが生産可能と考えております。しかしながら、出来上がった堆肥が全て農地に還元されるという前提でございまして、利用状況を見ながらの生産となることを想定しております。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） 今の御答弁ですと、2 か所ということになるわけですが、1 か所はどうもようするに関係のない人がしていただくということになりますんで、一応後段の部分で出てまいりました後で考えてみえるちゅうところは、場所等もよさそうですし、何か肥料も取れるということもありますんですが、ある程度こう堆肥もまとまらんと、少ないと手間ばかりかかって物がとれる量が少ないと。生産できる堆肥が少ないということもございまして、菌床はもともと 70 トンが廃菌床として出ます。その中の、大部分は中プラとかああいうところへ行くわけですが、あとの残つとる部分が話聞いておりますと、20 ぐらいはということなんですが、廃菌床を早めから結局そのホクトさんの通じてですね、押さえとかんと後から増やしてくれちゅうんはなかなかできませんので、その辺も有機グループとの話が非常に大事なんだなというふうに感じてるわけでございます。

そんなことでですね、ある程度の量は確保しとかんと、後から追加してもっとつくりたいということはもうできやんように私も感じておりますんで、その辺も十分有機グループと、それからホクトさんとの話をしとかんとあかんなどというふうに思いますんで、その辺も改めてお願いしたいと思います。それについての有機グループとの話をさせていただくかどうかもお答え頂きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） ホクトのほうから出てくる廃菌床というのも、限りがございまして、昨年来の肥料高騰もありまして、廃菌床の持ってきた先というのが随分多くなりました。ということもありまして、今突然、毎日こちらのほうで廃菌床が欲しいよということと言わさしていただいても、なかなか用意はできないので、1か月なり2か月前から予約をするような形で言うていただいたらホクトのほう用意できますよということで聞いておりますので、そういった計画に沿ってやっていきたいなと思います。

また攪拌発酵についても指導していただく方が必要になりますので、その辺、了解をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 廃菌床は毎日毎日、確保するということにはならないと思いますんで、一応切り返しやそんな作業等もありますが、一応発酵期間に3か月が要しますんで、毎日どんどんどん足してってそれを発酵させるということにもなりませんのでその辺も十分また、実際やっとする人と話をして、進めていただきたいなというふうに、感じて思っております。

そんなことでよく分かりましたので、1番最後ですね、管理運営についてどのように考えてみえるのかを教えてください。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） 昨年、視察を行いました香川県東かがわ市のホクトの廃菌床を利用した堆肥の取り組みにつきましては、地元のＪＡさんとホクトさんで、堆肥舎の管理運営を行っておられると聞きました。

これは廃菌床を処理をしたいホクトさんと、地元で優良な堆肥を施用したいＪＡさん双方の思いが一致した結果でございます。しかしながら、多気町においては、同じような状況ではございませんので、有機農業推進協議会のメンバーにホクトさんもＪＡさんも加わっていただいておりますが、現在のところ、直接の運営ということには進んでおりません。

多気町におきましては、「多気町土力の会」を母体といたしまして、農家さんの組合を立ち上げながら管理運営を行う形が理想と考えております。しかし、当初の立ち上げにはＪＡさんや行政も入りまして、入った中での運営により、軌道に乗るまでの支援や助成は必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○３番（木戸口 勉幸） 思っていた答弁頂きましたので、これで十分かというふうに思います。以上です。堆肥センターについての質問を終わります。

以上で全ての質問を終わります。以上です。

○議長（坂井 信久） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

○議長（坂井 信久） 続きまして、４番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

前川議員。

○９番（前川 勝） はい。お願いします。私は一問一答方式で２問の質問をさせていただきます。

1 問目といたしまして、戸別受信機廃止についてということと、2 番目に、介護保険料基準額についてということで質問をさせていただきます。

まず、戸別受信機廃止についてということで、3 月定例会の予算委員会におきまして防災行政無線機能強化事業工事請負費、予算額 3 億 7393 万円の説明の中で、新しいシステムに変えることにより戸別受信機が廃止される報告がなされました。しかし、戸別受信機は防災対策上必要だと考えられた町民皆さん 1100 世帯に現在設置されているところです。それは特に暴風雨時については、屋外拡声器では必ずや聞こえないとたくさんの人が考えられた結果であり、戸別受信機の廃止は町民の安心安全を脅かすことになると思います。

そこで、まず 1 点目お伺いいたします。令和 6 年、7 年度の 2 年間をかけ、新しい防災システムに変えるわけですが、それに至った経緯経過を再度確認や認識を深めること。そして、町民皆さんに発信し周知することで防災意識向上を図る意味も込め、今一度説明を求めるところです。お願いします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。施設の防災行政無線の設備につきましては、平成 20 年から 22 年にかけて整備をされたものでありまして、古いものでは 15 年以上が経過し、老朽化も進んでおります。

また屋外放送の環境につきましてはですね、建物それから道路交通量の変化等によりまして、スピーカーの更新や音達エリアの見直しが必要となってきました。あわせてスマートフォンの発達によりですね、情報伝達方式等の見直しも必要となってきたことからですね、機器の更新、それからシステムの再整備が必要と考えてするものでございます。

以上です。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 確かに経年といいますか、おっしゃったように15年経過している中で、今回変えるに当たっては、機種選定も含めた様々な議論があったかと思います。

それから、新しくするに当たってはいろんな課題を持って行われたというふうに思うところですが、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） はい。そのためにですね、調査業務を前年、その前、続けてしております。その上でですね、新しい先ほど申し上げましたような新しい伝達の仕組みですね、防災アプリを使うことになると思いますが、そういう仕組みに対応できる。それから、議員言っていただいた要は戸別受信機自身にも対応ができるような仕組みを取り入れていくと。徐々にそういうアプリに移行していくというようなことも含めてそういうことに対応ができるようなもの、それから、機器の要はスピーカー等ですね、設備がだんだんよくなってきておりますので、それに対応できるエリアをですね、今現在よりも広げることができるというようなことに観点に立って、整備をするというようなことが主体となっておると思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 先ほども言わせていただいた、その行政として古くなつてから替える。だから次の機種に替えるにはですね、どういう課題を持って例えば、今もおっしゃった、音速というか音達エリアの改善をもってやったということもこれ一つだと思うんです。

それから私が思う課題の中にですね、前回12月に一般質問させていただいたときに、前総務課長からスピーカーの近隣の人にはうるさいと。やかましいということを、苦情を出るところもあると。これも私の中では一つの行政が取り組むべき課題ではないかなと。町民の方が困っている部分においては課題ではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 基本的にはですね、今の子局があるところを中心に調査をしております、その結果その子局からですね、スピーカー変えることによって、音達エリアがスピーカーの性能がよくなりましたので、その分広がって戸別の子局、戸別受信機については、必要なくなるところが多くなるということと、あとはスピーカーの性能がよくなることによってですね、身近な部分についても今まで言うのとったようなうるさいような音じゃなくって、音の性能のよくなることによって改善されるということも考えています。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると課長の答弁からするとうるさいという部分が解消されたという理解でよろしいですか。もう一度お願いします。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） 解消ではなく改善でございます。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 改善イコール随分楽になったという、理解をさせていただきます。今後そういうことが起こらないように祈るところではございます。

それから今回システムを変えることによって現在の 86 でしたか、そのシステムと次のシステムと併用する期間ダブルコストが2年ぐらい、もっとかかるんかなという部分があるかと思うんですけどもその辺のお考えはいかがですか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） 基本的には併用するっていう考え方ではなくてですね、機器の更新を通じて徐々に変えていく。例えば屋外の子局につきましては、スピーカー等を変えて新しいスピーカーに変えて、ただし発信についてはですね、もとの発信については、もとのやつを使った状態でしばらく運用した上で、そ

の上で変更していくということ、すいません、訂正させていただきます、もとを先に変えて子局は後ですんで、もとのほうを先にかえた上で、今現在使ってるスピーカーを使っていて次の年にスピーカーを変えていくという予定でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ちょっと単純に答えてほしいんですが、ダブルコスト、2つのシステムを使うコストが倍としてかかる、倍っていうんか、そういう形が、続くんで、続くというか1年、2年。お願いします。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） そういうことではございません。システムは1つでございます。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） それでは、ダブルコストにはならないと。ただこのずっといろいろ説明の文を読んでいますと、戸別受信機についてはこれまでのシステムの中での運用をされていくということになっているかと思います。その意味において私の中ではダブルコスト、新しいシステムも動いていかなきゃいかんし、旧システムを動かしておかないと戸別受信機がそこでパタンとなくなってしまうということになるので、危惧したところですけども、今の課長の話ではそれはもうコストとしては発生しないという、何遍も申し訳ないけどそれでよろしいですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） ちょっと再度確認はさせていただいてよろしいでしょうか。ちょっとその部分について再度ちょっと担当と確認はさせていただきますが、この場でお答えはちょっとさしていただけないんですがよろしいでしょうか。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 調べていただいて、その辺のことがちょっと書いてございましたので、その辺が発生するのではないかなと私の中では思っております。

それから、今の改善されること音達エリアの改善を図りますと、屋外拡声機の数減らすっていうことを伺っておりますけども、その辺の安全性については、きちっと当然業者の人はそれは調査されてやられることだと思うんですけども、その辺のことはいかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 既に調査のほうは終わっておりまして実際本数を若干減らしてですね、整備をしても問題ないというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） そのことは音達エリアっていうのがどんな形で町民の人が耳に聞こえてくる、本当に外して大丈夫なのかどうかという部分ですね。その辺のことは、行政として同時に確認された上で進み業者任せではなく、行政としても確認された上で進められとるという理解でいいですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 新しいスピーカーをですね、つけて調査をしたわけではございませんのでそれについてはこの整備の中で設計の中ではこれ大丈夫だという判断をしていますが、整備の中でですね、再度確認をしながら進めたいというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 先ほど少し触れましたけども、うるさいやかましいも改善されるだろうと。

以前というか 12 月議会においては行政放送もしてはどうですかっていう、

質問もさせていただいて今回の質問の趣旨とは少し離れるんですけども、若干ちょっとその後に調査してみますと、近隣市町全て行政放送もされていると、ネットで見たら確認もできました。私ども多気町は行政放送、緊急性のある場合はということで、この前の答弁もそうでありましたが、やはり緊急性っていう中身が非常に広くって何をもって緊急性というのか、例えば松阪市だけいいますと、振り込め詐欺なんか松阪市は放送していると。気をつけてくださいと。あの時も言わせてもらった多気町も多気町で振り込め詐欺が起こったから気をつけてくださいってのは、僕はこれは緊急性だというふうに理解するんですけど、ちょっと今回の質問とずれるんですけど、新しい課長になられてその辺の考えいかがですか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） その部分については昨年 12 月議会で前課長が申し上げたとおりですね、その考えを踏襲するものでございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） あの時も、今後の緊急性という部分はよく考えて検討頂きたいというふうなお話もさせていただきましたので、ぜひですね、町民誰のための防災行政無線か、行政の皆さんのではなく町民、皆さんの防災行政無線であるという観点でですね、ぜひ、その辺も深く考えていただければありがたいというふうに思います。

2 番目の質問へ入ります。はい。続きまして戸別受信機は平成 24 年より各戸が 5000 円の自己負担のもと設置されたわけですが、本来、防災関係機器については、各戸が皆さんが必要か必要でないか決めて設置するものではなく、行政として町民全体の安心安全を守るためにはどうするか、公平性を担保し決めて設置するものと考えてところです。

そこで、戸別受信機廃止にあたり各戸が負担した 5000 円については、各戸の資産で簿価であるとも考えられます。そのことについて当局の考えをお伺い

たします。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 現在ですね、戸別受信機設置の際の 5000 円、1 台当たりですね 5000 円の自己負担につきましては、あくまでも設置した機械に対するそれぞれの負担というふうに考えておりまして、今後もし新たに整備する場合も同様だというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） 確かにそうだったから 5000 円払って皆さんつけられたと。

これも近隣調べるとその費用をとってつけられるっていう部分はないのかなと。基本防災関係はやはり、その費用を負担してやるのではなくって、安心安全を守るためにどうするかであって、費用をもって各戸がそれを決めるっていう事柄ではないのではないかと。行政の皆さんが町民の安心安全を守るために考えられて設置をするものだというふうに、私はここにも書いてますけども、そのように思うんですけどいかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） ただ戸別受信機今のこういう受信機については 1 台当たり 5 万、5、6 千するものやというふうに考えてそれについて、いろんな事情がありましてですね、例えば、音が聞こえる、聞こえても、隣のうちは、設置してないけどこの隣は設置しているとかですね、そういう個別の事情でいろいろしていただいとる部分がございます。それと 5000 円負担していただいております方、それから例えば税がかかってないようなおうちについてはですね、負担を頂いてないというようなこともございましてですね、その部分については、あくまでもいろんな個別の事情もありますので、最低限 10 分の 1 程度ですが、御負担を頂いておることが実情でございます。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） そう。だから 5000 円を負担したわけですけども、基本的な考え方はですね、この防災について個人に負担をして、その方が必要だと思っ
てつけるものではないのではないかと。そのことに関するお答えはいかがです
か。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 基本的には今度の整備についてはですね、屋外子局と
それから防災アプリで全てカバーできるというふうに考えております。戸別の
受信機については、基本必要ないというふうに考えてます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今度の新しいことのほうの戸別受信機は必要がないと言
切られたのは、ちょっと非常に残念やなというふうに思うんですけども、これ
言い切られるっちゃうのは非常にほかの次の段階で僕入りますけども、スマホ
のアプリではカバーできない駄目な部分もあるし、様々なことも起こりますの
で、なのでやはりそれは、何をもって本当に安心安全を守れると。例えば櫛田
川が氾濫すると。暴風雨が増えとると。相可からずっと下含めて、もう今にも
水があふれると。音は聞こえやんと。そういうときにこの防災、ちょっと防災
アプリ入るとあかんのやけど、そんなんも全部何しろカバーできるというお考
えですか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） 今度のものにつきましてはですね、先ほどから言っ
ております防災アプリでほぼカバーできるというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） はい。現実的にまだこれからつけるものなので、そのこと
を課長が言い切られた部分は、非常にもう自信があって言い切っておられるん

だろうなと思ってちょっと思うところもあるんですけども、これ以上詰めてもそれ以上答えが返ってこないのかなっていう思いますのでまたこれは違う場面で、また質問もさせていただくこともあるのかなというふうに思います。

次へ移らせていただきます。はい。3番といたしまして、戸別受信機は新防災システムに移行しながら、廃止していく計画を立てていますが、初めにも書いたように町民皆さんの安心安全を守る重要なツール、道具の一つだと私は考えております。新防災システムでも、戸別受信機を設置し、誰1人取り残さない多気町の防災に対する姿勢をキッチリ出すべきではないかと考えるところですが、当局の見解を求めます。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 先ほどの質問でございますが、災害発生前それから発生時を通じてですね、屋外拡声子局と先ほどから申し上げております防災アプリを中心にですね、情報発信手段として防災行政無線の整備をきっちりと進めて、先ほど議員言われたように誰1人取り残さないシステム構築に努めたいと考えております。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 戸別受信機は新システムでもつく。つけられるシステムだというふうに伺っておりますがそこはいかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 戸別受信機対応型となっております。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 先ほどの話と繰り返しになるか分かりませんが、戸別受信機はもう全部つけないというお考えなのか。といいますのは、御高齢の方、スマホを使われない方、それから何ですかね、様々な理由があるかと思うんですけども、費用面でも買えない方、それからどうしても戸別受信機はつけてお

かなきやいかん場所もある。その辺のお考えはいかがですか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） すいません、戸別受信機を全面的に否定するわけでは、ありませんので、その部分についてはですね、今後整備を進める中で必要な最低限の部分については戸別受信機の整備をするというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると前回は変な話、希望される方っていうような触れ込みなりでやられたわけですけども、もう基本戸別受信機は考えないと。なぜそう言うかといいますと今回の能登半島地震においてもですね、このスマホですね、のアプリ、これが停電で携帯電話網がほぼ途絶えたということがこれ新聞で出ています。なのに戸別受信機がなくって、防災アプリに頼ってたらスマホの電源、これはもう停電したらみんな充電もできやんわけだし、様々な点でみんなに情報を伝えることが不可能になると思うんですけど、課長いかがですか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 基本的に地震の発生したときにはですね、屋外子局とそれから今言っております戸別受信機と、双方で情報伝達できるというふうに考えております。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると今さっきおっしゃった戸別受信機はもう考えない、最低限のところへはっていうことだけど、一般の普通の人はどうすればいいんですか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） 緊急時の情報につきましては先ほどから申し上げているとおり屋外子局のほうから、緊急時の情報については流す予定でございます。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 何で戸別受信機をつけるかっていう部分は、暴風雨であったり暴風雨でなくっても、雨戸を閉めて全部するともう聞こえない状況があるから、皆さん1100世帯の方が戸別受信機が必要だと思って、24年に皆さん24年から何年かかかって、24年が一番多くて700台ぼんと設置されてそのあとは毎年減っていった今年、令和4年からはもうゼロ件になっというわけですけども、トータル1067台かな、ていうようなことで、やはり私そこは必要だと思われる町民の方がいらっしゃると思うんですよ、安全のために。だけどそれをもう行政としてもうきっちり担保してもらえんということではないんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） その点につきましてはですね、今回新たに整備する中で個々に検討していくというようなことになると思います。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 個々に検討という意味はどういうことなんでしょうか、というのは、町民の方がそういう心配があるからつけたいんだとおっしゃられる場合、これどういうことなんでしょうか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） 基本的にはですね、先ほどから申し上げてます通り、屋外子局とそれから防災アプリとで対応させていただくと。戸別受信機については、どうしてもつけなくては聞こえないところであるとかそういうところを対象とさせていただくということで御理解を頂きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 何べんも行ったり来たりなって申し訳ないけど。行ったり来たり話があれになってしまうけど、必要だと考える方あるんですよ。でも、行政としてそれはもう必要ないんだと、担保できるんですねっていう聞き方をしとるんです。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） 基本的には今の防災行政無線と同じ考え方です。こちらのほうとして1回ちょっとそういうテストっていうかですね、その音達のエリアは確認をさせていただいた上でですね、屋外ですね、その上でどうしても必要やと、その範囲内にあっても必要だと言われる方は、ある程度自己負担頂いてつけていただくというようなことになると思います。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。今、個人も自己負担でということですけど、僕はもう、必要な方にはつけますよっていうスタンスでどうなんでしょう。必要と思われる方にはつけますよと、戸別受信機つけますよと。それが多分今度は1台3万か何かお安くなるのかなと思うけど、5400世帯か1億5000万ぐらい要るんか。やはりもうそれ全部いったとしてね、必要ないと思われる方は僕はつけてなくてもいいのかなと。その方がおっしゃるんなら。だけどそういうスタンスで行政のスタンスとして町民の守るんだという部分での考え方はいかがでしょうか。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○多気町長（久保 行央） 前川議員言われてますが、今の戸別受信機5000円の負担を持ってくださいっていうのを取り組んだのも、私町長に就任させてもらったときは、この屋外子局で全て賄えるんやと、多分今聞いたような話を僕も議員のときにちょっと聞いたことあったんですけど、でどうしても聞こえない、谷間になったとか狭間のところについては、負担金を負担を持ってください、つけてください、いうので町のほうで負担を持って個人負担は5000円ということでやってた。今、課長自信もって言ってましたように、今度の整備でほぼ網羅できるけども、どうしても聞こえない部分については、今までのように負担を持ってやってもらおうと。これは全町民にそれやってしまうと全然大丈夫ですよというところまで町が負担持ってやるんかということになりますので、これ家具の固定でもそうだったんです。家具の固定も必要だといううち

は、ちょっとでも負担持ってつけてくださいということをやったので、多気町では、津波の心配は全くないんで、あとは土砂災とか、河川の氾濫の部分だけ、これでもしか、聞こえない部分があって、水位が上がってくるなというところについてはどうしてもおれとこは低いんでほしいといううちはつけてくださいということになる、これ全部同じにはならんと思います。山の下に家建てとるうちもあれば相可台のように全くぐるりそんなような心配ないうちもあるんで、それ全部のところにつけるとなると、多額の経費もかかる。必要な方はやっていただく。これも全部同じにはならんと思うんです。ですから必要な部分については町のほうで補助金を出しますからという形になります。それが全部、災害起きるということにはならんと思うんです。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 今町長もおっしゃった聞こえないところは5000円持ってつける、これまたおかしいと思うんです。聞こえないんだったら聞こえるようにしなきゃいかんので、それはやっぱり財政的には個人が負担するのは非常に、聞こえない聞こえるようにしてこそ町民みんなが公平な立場になるんであって聞こえないところに対して、あんたお金持ってちょうだい。そしたら戸別受信機つけます、ではやっぱりおかしいなと。聞こえないところはきちっと町のほうで対応をしていただくところなのかなというふうに私は思います。それから今の町長おっしゃった、確かに相可台を名前挙げて悪いけど、ここは確かに災害的には水に浸かるわけでもないし何にも被害が出るには考えにくい。ああいう高台の団地だしそれは考えにくい。そうであるならば今防災で真っ赤にこう危険地帯をエリアを決めてやってますよね、県が出しましたよね。ああいう形で町もここはもう、100%はないかわかんないけど安全だと、ということでの線引きをした上で、この赤い部分、例えば三養地区の山崩れがしそうなところだったり、そのエリアを決めてですね、戸別受信機の設置も前向きに考えるというようなことはいかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

久保町長。

○多気町長（久保 行央） 議員初めにおっしゃった、やかましいっていう方もあったと思います。それも個人の感覚の違いで家もそうです。もうぴしゃっとしまつて全然外の音が聞こえやんてうちもあれば、私のうちみたいに閉めとっても聞こえるんです。家が古いんで。そんなんでいろいろあるんで、多分これ問答やつとつてもずっと限りないんで、で町のほうで支援をしますから、何か聞こえが悪いなんてうちはつけてくださいと。全部つけるわけには物すごいお金がかかるんで、それも災害にかかるかどうか分からない状態まで、全部を町のほうでやるということはいかがなもんかというて、今も言ったように、家具の固定も含めて。こういう議論やつとつたら多分止まらんと思うんですよ。どんな細かいところまで全部対応となりますので、御理解頂きたいと思います。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） はい。細かいところまでっていう部分ではなくてぜひですね。困られる方というんか、聞こえにくい方は、そんな自己負担を持たずにですね、調査すればいいんであつて聞こえるか聞こえないかは、確かにこれからやっぱり暴風雨、町長のおうちは聞こえるとおっしゃったけど、暴風雨についてはこれはもう聞こえやんですわ、現実的に。もう戸を締め切つてしとるのに、まあ聞こえない。はい。だからそのために何が大事って、防災アプリの資料ももらってますけども、それで対応できる、これも停電になれば使えなくなる、ということ踏まえたときに、戸別受信機はやっぱり1番強い、僕は、それから、スマホは様々なものに対応しているので、やはり防災特化した戸別受信機というのは僕は防災には本当に重要なものだと思っております。満遍に人を守れるというかその家におつたらですけどね、おらん場合はほらスマホの方が強いかわかんけど、家におるわ町内におる場合に、家の中におる場合に戸別受信機だったら、どんだけ雨が降ろうとなんやしようと聞こえるわけやもんで、これはやっぱりみんなの安心安全、安心をするためにも、戸別受信機で川が越えてきそうなところはすぐ連絡せなあかんわけやけど、何も災害が起こらないよ

うなところでもいろんな情報を出すのは出して聞いてもらえるのは、戸別受信機ではないかなと、いうふうに思っております。私は思ってます。それから防災アプリについてもここで話さないとかこれ終わっちゃうもんで、これもメリットデメリットが、当然あるわけですが、防災アプリも個々の自由で入れたり入れやんだり、今戸別受信機もそうですけどもやかましいから消しとくっていうこともあるわけですけども、一緒のようなことが起こりますので、ある意味防災アプリが全て、100%だとは私は言い切れないのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

達総務課長

○総務課長（達 武彦） 防災アプリにつきましてはですね言われるように、メリットデメリット確かにあると思います。

当然、あくまでスマホですもんで、それについて当然通知が来ないように自分で設定されたりとかそんなことするとあきませんもんで、そこら辺は防災意識を高めて頂くためにはですね、そういう説明というのは、今非常に重要になってくるのかなというふうには思っております。

あとは緊急の速報についてはですね、全て入るようになっておりますので、その部分についても防災アプリについては、緊急時の場合は全て緊急放送できるようには設定をさせていただく予定でございます。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） 防災アプリでですね、戸別受信機のように、職員の方が口で言った物なり、ないしは電子音なりで言葉として発信ができるんですか。

○議長（坂井 信久） 達総務課長

○総務課長（達 武彦） パソコンから入力した文字がですね、それが音声になって出てくるという予定でございます。

○議長（坂井 信久） 前川議員。

○9番（前川 勝） それ実際に使っていく上で、例えば暴風雨きたときに、職

員の方が泊ってみえる方で対応できるのか、そういう場合は、ちゃんと開くから皆さんが出てきてやられると思うんだけどその辺のことを実際に使っていく上では様々なこれから新しいものなので、よそは使っているところもありますけども様々なことをクリアしていかないと駄目だなというふうに。

それとやっぱりどうしてもつけなきやいかんというのは、高齢者のスマホ持っていない方とか、その辺のことは全て調査された上で必要なところという形で、入れてもらわないと困るなっていうふうに思いますので、そこはまた今後も見せていただきたいなというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。続きまして介護保険料基準額についてということで話を、質問をさせていただきます。

全員協議会、2月28日に3年ごと見直しの多気町第10期高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画で令和6年度から令和8年度の計画が示されました。計画策定の目的の中で、冒頭に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとあり、まさにそのとおりだと理解もしております。

事業計画では、様々な部分での課題であったり、取り組みが列举されていて、内容の多さに職場の御苦勞がうかがえました。

そしてそこにはついてまわる今年度見直されました介護保険料があり、以下、介護保険料につき質問をさせていただきます。もう映ってますね。はい、お願いします。この表はですね、1番です。介護保険料基準額月額で当町の基準額が1期前の7期、これは8期9期ですけど1期前の7期ですね。平成30年から令和2年度では、基準額が6450円でした。第8期においてはですね、令和3年から5年で7150円、それから第9期におきましては、そのまま、第8期と同額の引上げがなくって7150円ということです。ただ第9期において、県ですね、これ三重県全体のものです。だから、三重県で第8期は、6174円ということになっております。9期においては、6295円ですね、6295円ということでこれ三重県の平均です。それから県下ではそういう意味では県下で4番目、このときで今4番目ですかね。4番目ですね、第8期のときは県下で3番目に基準額で

すよ、基準額が1番上は大台町さんが1番7400円高くって、第8期の場合は三重県で多気町は2番に高かったわけですね。ほいで9期今年は3年刻みで4番目の7150円になったと。それから、これが全国は幾らかっていうと6225円、6225円ということは、900円ぐらいかの全国よりも高い状態で推移をしているわけです。

こういう数字を見られた上でですね、現況について、担当課としてどのようなお考えか伺いたいと思います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長

○健康福祉課長（森本 直美） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

当町の介護保険の第1号保険者である65歳以上の方の介護保険料の第8期におきましては、高齢者人口の増加とともに、第7期のサービス利用が増加傾向にありまして、推計した結果引上げております。この第8期は、先ほど議員様がおっしゃったように、県下2番目に高い状況でした。

第9期の保険料算定につきましては、毎回同じような算定をさせていただいておりますが、今後3年間に必要な介護サービスの総費用の見込みを所得区分に応じた65歳以上の第1号保険者数により算定しており、8期と同額の基準額で7150円と計画させていただいたところでございます。

この第9期におきましては、国は制度の持続可能性を確保するため、今まで実施してきた低所得者の保険料抑制のための乗率の引下げだけでなく、高所得者の乗率を引上げ、所得の高い高齢者には、これまでより多く保険料を負担してもらうように、13段階の保険料を設定しております。

保険料支払いにおいての高齢者間の支え合いの強化となっております。介護保険料自体は全国的にも増加しておりまして、一般的な今回の引上げの今回の当町が高い要因におきましては、介護保険の理解が深まり介護保険制度を利用する人が増えたこと。また、家族が小規模化し、介護保険サービスを利用する人が増えたこと、また、高齢化が進んで認知症高齢者が増えてきたことが一般

的には考えられます。

次に、地域差があることに対してでございますが、介護が必要な介護者が多いか少ないか、住民がどれくらい多くの介護サービスを利用しているかなどの要因で変動します。当町はほかの市町に比べて三重県下では4位と介護保険料が高い状況で、このことは当町の計画書にもあるように、高齢者の増加とともに、介護認定率が国や県に比べて高い傾向であること。給付状況におきましては、地域密着型介護老人施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーションの給付状況が高く、身近な距離に利用できる施設が整っていることも、給付額が伸びている要因の一つであると考えます。

当町の介護保険料は高い状況ではございますが、サービス給付の観点からは、希望するサービスを受けることができる状況であるとも言えると考えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 全くこの介護保険料基準額だけでお話ししてはいかんのだろうなというふうなことも思います。

これだけ、保険料が高いということは、多気町の高齢者の方サービスを受けている方にとってはもう素晴らしいことであるだろうし、当然、施設も多いからこういうことになるんだろうなというふうに思うところです。

日々頑張っておられる担当課としてのこともあるんですけども、できればですね、払う側からするとそれこそ1円でも負担は少ないほうがありがたいなと思うところもあるし、介護を受けられる側からすると受けてみえる側からすると、これはやむを得ないと思われるかどうかかわかんないけど、どうなんだろうなっていうふうな思いもするところで、真ん中がいいとは言いませんけども、できれば安いほうがいいなということでこれは皆さんに知っていただいたらこういう状況だということのために、1番のちょっと質問はさせていただきます。

2 番へ入らせていただきます。2 番といたしまして、世間でよく話されることで少ない年金から介護保険料を引かれて、家計が大変やわと。結構たくさんの人より聞くことがあります。これから先の予想される高齢化、人口減での現状下。これまでよりさらなる負担増を危惧するが、今後についての見解を伺います。

○議長（坂井 信久） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長

○健康福祉課長（森本 直美） はい。先ほどの御質問にお答えさせていただきます。今後の見解につきましては、国の方向性がどうなのかということもありますが、今の制度のままであった場合、まず総人口と高齢化率におきましては、総人口が減少していく中、高齢化率は上がっていく予想でありまして、計画書にもあるように、2040 年には人口 1 万 720 人、高齢化率 40%の見込みをしております。

次に、高齢者の人口の状況におきましては、今回の計画である第 9 期以降 65 歳以上の高齢者人口は減少傾向ではございますが、介護が必要となる人が増える 75 歳以上の後期高齢者におきましては、団塊の世代が後期高齢者となることもあり、2025 年令和 7 年以降増加し、2030 年頃をピークに徐々に減少していく推計をしております。

また今回の改定のように、今後も職員の処遇改善を含む介護保険給付費の引上げも想定されることから、介護サービスの給付内容の変化にもよりますが、現状のままだうなるのか、推計いたしますと、大きく増額することはないように思いますが、基本的には増額傾向が続くものと考えます。

今後の町の対策としては引き続き介護予防事業の継続と介護サービスの適正利用に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） おっしゃるとおりだと思います。それから常々担当課でいろいろ高齢者福祉というか、のためにさわやか広場ですね、とかですね、歩こう歩こうとか、町長もよくおっしゃる、何か参加せいというような、してよというようなこともよく言われますけども、自分たちが健康を守ることが一つの、こういうことを下げる意味もあるんだということも理解はしてるんですけども、様々な、人でちょっと新聞の記事で多気町の人の言われた記事なんですけども、介護保険料は介護する人に支払われるべきってというようなことで、この方は自分、御主人が書いてみるから奥さんやな。施設に行ってみえたんやけど、介護保険料も出さんならんし、個人負担の施設にも出さんならんので、もう、家へ連れて帰りましたと、家で在宅介護してますと。それで、ほやのに介護保険払わんならんと、介護保険はこういう俺らに払ってくれたらどうやなんていう、なるほどなあと思って読ませて頂いて、まえ僕は介護保険については、何年も使用されない方は、何かお土産じゃないけども何かこう記念品なり差し上げて、ある程度貢献してもらっとる人には出したらどうですかなんていうのも数年前にお話もしたこともあったんですけども、介護保険ですねこれ。今、介護施設、施設入所されて入所ですね、されている方が203人、町長も町政報告でされてましたけども、そんな中で1人に年、給付費ですね、給付費として、年346万。1人ですね346万の費用がかかるという、もう莫大な費用がかかって、介護入所されている方にはそれっていうのは当然、介護施設も成り立たなきゃいかんし、それからそこへ入る人たちの身も安全も守らなきゃいかんってというようなことで、こんだけの費用がかかるんだなあと思って、今回質問させていただくに当たって、調査する中で資料をもらったんですけども、大変なお金がかかってるんだなというふうに思いました。そんなことでですね、今後、様々な努力を担当課としては、していってくれるというふうにも思います。

そんな中で私一つ思うことは国民健康保険は、三重県が県下1本2年前やったかな。1本になって同一の価格金額というかなってないんですか。ちょっとまあそれも話が別やでこれはほんならやめます。というのは介護保険について

はですね、保険料についてですね、基準額にすごい、ちょっと1番と問題がよく似てるとこなんですけども、東京都の小笠原村は3374円。最高額の大阪市は9249円とものすごい差5、6千の差があるていう、これ都市と小笠原だから島だから島というかあれだから安いのかも分かんなんですけどもこういう差がある。だからこれは僕はもう介護保険料も、国民みんな一緒なんだから何かこう一律にできんもんかなと。常々よく思ったりしてます。自治体によって様々な差がある。これは当然施設の数だったり、高齢者の数だったり、入所者の数だったりで当然そうなるんですけども、介護保険料ていうのは、もともと人のためにあるもんだから、ある程度国としての何かその辺の音頭を取ったものが、してもらえると、こういうことも起こらずにみんなが公平な部分でやっていけることもあるんじゃないかなってこれは答弁できるわけでも何でもないんですけども、そんなことを私個人としては思っている部分もあります。

そうですかほんなら、このことに関して町長。はい、お願いします。

○議長（坂井 信久） 久保町長。

○多気町長（久保 行央） 前川議員、本当にいい質問をしていただきましてありがとうございます。

昨日の最初に、決算見込みを申し上げました。介護保険料は私が就任した頃は、本当に10数億いっとるかかってないかでした。今もう20億、昨日のやつで超えとると思う。国保が大体16億ぐらいかな、で後期高齢は大体4億7、8000万。でこんなに介護保険料が増えたんは、課長も言いましたように、多気町手厚くって言ったらいいい言い方偉そうやけど、結構、地域密着型も含めていろんな施設つくりました。

で特に、特養をつくるという計画があったときにはもう数年前からうち今止めとるんです。やはり、こういう経費が上がってくるんで。で、私手挙げて何を言いたいかと言ったんは、ちょっと議員も触れられましたが、みんなが健康になるために、さわやか広場もあるし、いろんな仲間とのウォーキングもあるし、こういうことをやって、介護認定を受けやんでもええようにやるのがま

ず介護保険料上がりませんので、今、1000 人ぐらいかな、認定を受けとるんが。これだんだん増えてきとるんで、これ減らさなあかんと。それで、議員の皆さんも、まあまあお年を私と一緒に召された方もいるんで、血圧を気いつける。糖を気いつける。腎機能を気いつける、こういうことを気いつけていただいて、とにかく、100 歳手前までは健康でおっておってもらえるように、もうこれが切な願いであります。

これをやれば、今議員おっしゃったような、保険料が上がるとかほんなことは言わんでもええと思います。で、それぞれの全国の自治体で単価が違うのはこの辺にあると思うんです。みんなで気をつけて、健康でいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（坂井 信久） はい。前川議員。

○9 番（前川 勝） 町長は常々おっしゃってる事を、ここでも本会議室でもお話できたのかなというふうに思います。

課長もおっしゃられた、介護認定率、目標値 17.5%ということであれに書かれていたと思いますけども、やはり日日の町長も今言われたようにやっぱり町民に対してどんだけいろいろやっていただけるかというようなことがもう今後の福祉課、おっきな課題だと思うんです。ぜひですね、高齢者の介護認定率を下げるイコールみんなが町民が健康でおられるということに当たりますので、そんな今後の努力、課長どうですか。

○議長（坂井 信久） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長

○健康福祉課長（森本 直美） ありがとうございます。今当課では健康づくりと介護予防、また介護保険課も当課で担当させていただいております。

そのような中でやはり 65 歳になったから、介護予防に気をつけるというのではなく、健康づくりから始めていきたいと考えております。

健康づくりのほうでは、健康を考える会が各字、自主団体としていろいろな健康づくりの活動をしていただいております。

先ほど議員さんも申しただいたように、さわやか広場も社協のほうに委託して実施しております。

そして新たに集いの場というのを、今後介護といたしましては、いろいろ住民さんに支援をして自主団体でございますが、こちらが介護予防に特に効果があるってことも国のほうが申ししておりまして、今、今年度、コロナ禍で少し増えてきてなかったんですけども、今年度は4字4地区、増えて17地区で集いの場を皆さんそれぞれに体操と、あと自分たちの自主の好きな、何をしようということで決めていただいて好きな活動をしていただくという団体なんですけども、そういうことによりまして、社会参加をしていただくのがとても大事やと思っております。

社会参加といたしましては、当課だけのことではないです。シルバー人材センターでは仕事をしていただいていたりますし、あと教育のほうでは社会教育としてたくさんの講座を持っています。タキスポのほうでも、10の運動の講座をしています。そのように当課だけではなくいろんな課にまたぎまして、皆様が社会参加できる環境を整えて、で、元気な高齢者で皆さんいていただけますように努力をしていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（坂井 信久） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） これもやはり個々がですね、僕自身思うんやけど、この趣味を持って生きる。だから何かをやってもらとかどうこうじゃなく、その人その人が趣味を持ってっていう部分も、一つのいいあれだなと思うので、その辺も提案できることを高齢者も、私もその域に入ってきているんですけども、趣味を持つということをうまく皆さんに浸透していただければ、今後ますます、いい多気町になるんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（坂井 信久） ここで達総務課長より発言を求められておりますのでこ

れを許可いたします。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 防災の関係のところで前川議員のほうから御質問ありました経費の話でございますが、特に新しいもの古いものを双方でお金がかかるということはありませんので、新しいものを整備した後に切替えた上で変わるということで特にダブルでかかるということはありません。

○議長（坂井 信久） 以上で前川議員の一般質問を終わります。

（ 14 時 10 分 ）